

令和 8 年度 年 報

(令和 7 年度実績)



国立きぬ川学院

○学院の児童自立支援指針について

学院における自立支援方針は、主として恵まれた環境と規則正しい集団生活の中で、児童の情緒の養育と安定を図ることを目指している。

普段の生活では、寮担当である夫婦の専門職員と起居を共にし（小舎夫婦制）、集団生活の中で職員や他の児童との良好な人間関係や、生活指導を通じて日常生活に必要な基本的生活習慣を身につけさせ、児童が社会の健全な一員として自立できるよう支援を行っている。

教育は、中学校就学児童に対しては、学院内に併設された「さくら市立氏家中学校うの花分教室」で学校教育を実施している。中学校卒業児童に対しては、本人の希望により、基礎学力の養成や高卒認定試験の受験支援を行うほか、就職を希望する児童には、必要な資格取得支援や、適性に応じて院外の職場体験実習等の機会を提供するなどにより、児童の社会的自立を支援している。

1. 基本理念

- ① いのちを尊び、より健康でゆたかな自己の実現に向けて自己を高めていける人間になるよう共に育むこと。
- ② 創造的な問題解決ができ、自立した社会人として、健全な社会生活を営む人間になるよう共に育むこと。
- ③ 自然、社会、人間などあらゆるものと調和の取れた共生ができる人間になるよう共に育むこと。

2. 基本方針

（１）子どもの権利と人格の尊重

- ① 権利行使の主体としての子どもの人格及び個々の権利を尊重し、子どもの最善の利益を保障しなければならない。
- ② 子どもの基本的な欲求を、その心身の状態に応じて、適切に充足できるよう努めなければならない。
- ③ 子どもの秘密の保護などプライバシーを侵害されないよう、その保護に努めなければならない。
- ④ 子どもを体罰、暴力、虐待、犯罪などの不道德な行為や偏見、差別から保護しなければならない。
- ⑤ 子どもの個性、能力に応じた教育を受ける権利を保障し、能力や可能性を真摯に追求させるよう努めなければならない。
- ⑥ 子どもの進路選択の自由やそのために必要な体験、実習の機会を保障し、

適切な選択が可能となるよう努めなければならない。

- ⑦ 子どもに支援のあり方や生活全般について意見や要望を表明する権利を保障し、その聴取に努めなければならない。
- ⑧ 子どもが健全で文化的な潤いとリズムのある生活が営めるよう支援に努めなければならない。

（２）子どもの保護、教育及び治療

- ① 自他の福祉を害するような問題行動を改善し、健全な心身の発達と健康の増進に努めなければならない。
- ② 子どもの心身の状況に応じた支援計画を策定し、適切で普遍妥当性のある保護、教育及び治療に努めなければならない。
- ③ 支援計画は、子ども自身、保護者、関係機関との合意のもとに策定されなければならない。
- ④ 支援計画は、定期的又は必要に応じて開示し検討され、見直しを図られなければならない。
- ⑤ 個々の子どもに応じた科学的、臨床的な鑑別、診断及び支援がなされるよう努めなければならない。

（３）子どもの自己保存、自己実現の支援

- ① 子どもが絶えず自己のあり方や問題性について深く検討できるよう支援に努めなければならない。
- ② 子どもが自己を受容できるよう支援に努めなければならない。
- ③ 子どもが常に向上・発展的に自己変革し続けられる人間になれるよう支援に努めなければならない。
- ④ 子どもが素直さ、協調性、自律性、自主性に富んだ心を養えるよう支援に努めなければならない。
- ⑤ 子どものつまずきや失敗を機会として、その体験を生かせるよう支援に努めなければならない。

（４）問題解決及び社会生活への支援

- ① 子どもがいかなる事態や問題に直面しても、希望を失わず、真実を徹底的に追求し解決しようとする強靱な意志と不屈の粘り強さ及び柔軟性を育てるよう支援に努めなければならない。
- ② 問題に対して広い視野で総合的に検討し、最善の対処ができるよう、冷静・沈着かつ機敏な思考力と決断力を養うよう支援に努めなければならない。
- ③ 問題の解決にあたっては、謙虚に他から学び、他と協力して行える態度と

創造的、合理的、民主的、発展的に解決でき、かつ、健全な社会生活を営むことのできる力量や人間性が形成できるよう支援に努めなければならない。

- ④ 子どもに多種多様な経験や感動体験を積み重ねさせることによって、生活者としてのセンス、幅、視野を広げ、総合的な生活力を形成できるよう支援に努めなければならない。
- ⑤ 子どもが社会規範、文化、慣習などを尊重し、合法的な方法を用い、社会生活に対して建設的、発展的に取り組む態度を形成できるよう支援に努めなければならない。
- ⑥ 子どもが勤労を愛好できるよう支援に努めなければならない。

(参考)「情性」という考え方

学院の初代院長である故 石原 登 氏が提唱した考え方で、学院の伝統ある「教護」の姿勢の基礎となっている。

「教護」は、教える、指導する、治療することよりも、児童の発育不全の情性を育てることにある。人間は元来仲間を愛して喜びを感じる愛他本能があり、これが情性の根源である。情性の発育は、母子関係から発生し、やがて家族関係、友人関係、そして人類愛から生物愛にまで発展する。



このため、学院では、創設当初から児童の情性の発育に最も適する小舎夫婦制を採用し、家族的雰囲気の中で規則正しい集団生活を営ませるとともに、学院全体に常に豊かな自然環境を整備し、児童の情性を育むことを目標とすることが学院の伝統となっている。

目 次

	(頁)
● 施設の概要	6
● 令和7年度における取組	
I. 主な取組（概要）	10
II. 令和7年度事業計画	15
● 各課・室における取組	
I. 庶務課	28
II. 教務課	30
III. うの花分教室	44
IV. 調査課	58
V. 医務課	65
（参考）令和7年度在籍児童統計	74

施設の概要

1. 設置目的

国立きぬ川学院は、こども家庭庁組織令第24条に基づく国立児童自立支援施設として、児童福祉法第44条に規定する不良行為をなし、又はなす恐れのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を必要とする児童であって、特に専門的な指導を要するものを入所させ、その自立支援をつかさどり、合わせて全国の児童自立支援施設における児童の自立支援の向上に寄与することを目的とする施設である。

(参考) こども家庭庁組織令

第二章 施設等機関

(国立児童自立支援施設)

第二十四条 こども家庭庁に、国立児童自立支援施設を置く。 2

国立児童自立支援施設は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 児童福祉法第44条に規定する児童であって同法第27条第1項第3号の措置を受けたもののうち、特に専門的な指導を要するものを入所させて、その自立支援を行うこと。
- 二 全国の児童自立支援施設における児童の自立支援の向上に寄与するための事業を行うこと。

2. 支援の特徴

●小舎夫婦制による育て直し

夫婦職員とともに寮舎で生活をしながら、心理・医療・教育・ソーシャルワークなどによるチーム支援を展開。加えて、施設内の自然環境、動物、職員の家族などが融合し、成長を促す仕組みとなっている。

●強制的措置の使用が可能（家庭裁判所の許可が必要）

学院生活における暴力等を理由として、クールダウンや振り返りを行うため普通寮での集団生活に戻るまでの短期間、一時的に児童の行動の自由を制限することができる機能。入寮中は、児童が落ち着いて過ごすことができるよう、刺激の少ない環境を用意。また、観察寮の使用は、できるだけ短期間となるような支援プログラムとアプローチを行う。

3. 沿革

国立きぬ川学院は、昭和36年4月に開院。

昭和34年4月 国立女子教護院設立準備委員会が発足

35年5月 栃木県塩谷郡氏家町に建設することが決定

36年3月 管理棟、寮舎、治療棟、炊事棟完成

児童の入所開始

36年4月 開院（国立教護院）

平成10年4月 児童福祉法改正に伴い「国立児童自立支援施設」となる

13年4月 氏家中学校うの花分教室開校

（令和5年4月 こども家庭庁創設に伴い、厚生労働省からこども家庭庁へ移管）

4. 所在地等

（1）所在地

国立きぬ川学院は、栃木県さくら市に所在し、西に日光、北に高原、那須の山々を望み、鬼怒川のほとりに位置している。

（住所）栃木県さくら市押上228

（2）敷地及び建物

①敷地 76,757㎡（約23,000坪）

②建物 10,568㎡

本館 804㎡

寮舎（6棟）2,426㎡ 自立寮 960㎡

学習棟 633㎡ 学齢児校舎 891㎡

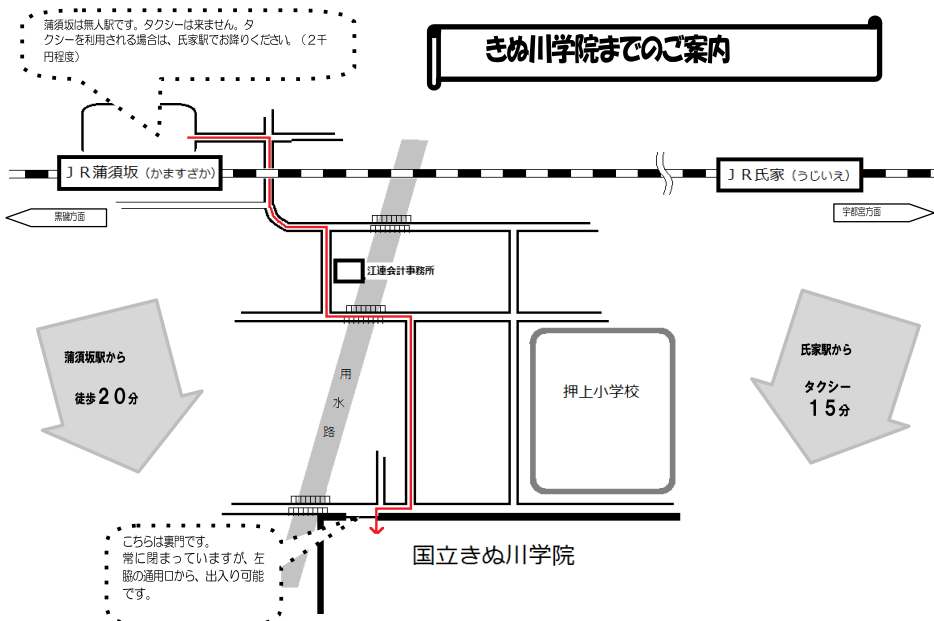
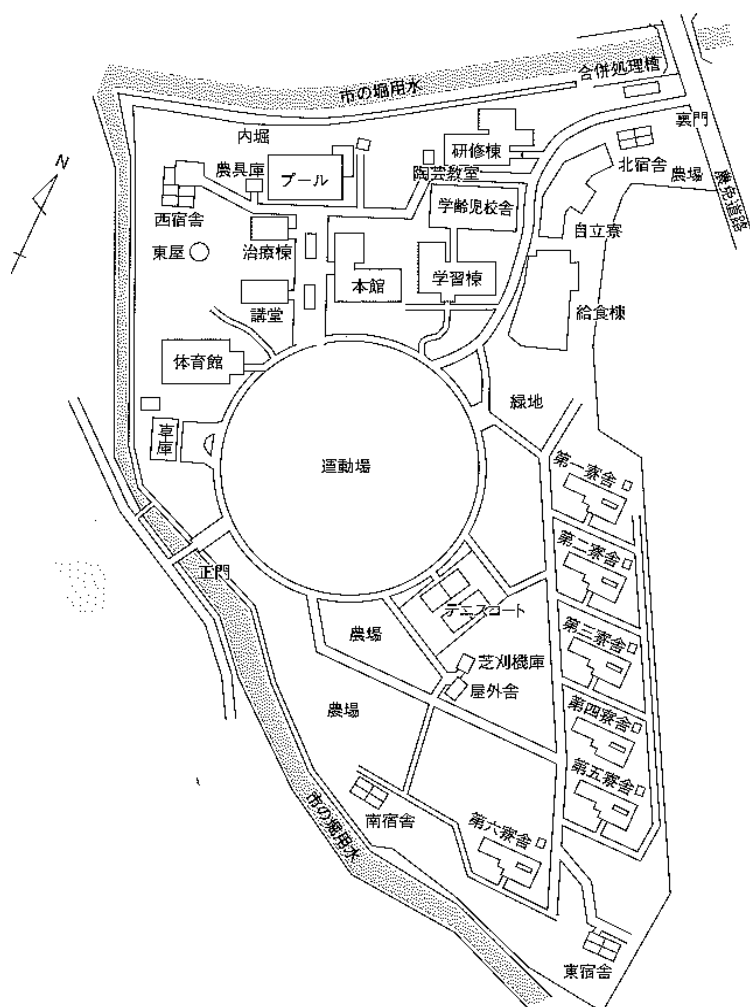
体育館 892㎡ 講堂 318㎡

治療棟 180㎡ 給食棟 832㎡



【普通寮】

4. 配置図



令和 7 年度における取組

I. 主な取組（概要）

学院では、近年、被虐待経験や発達障害、精神科的診断がある入所児童の割合が増加するなど、児童が抱える課題や特性がますます多様化・複雑化しており、きめ細かな支援の提供とその実施体制の充実・強化が必要となっている。一方で、SNSの急速な普及やこれらを利用した犯罪の低年齢化、インフルエンザやその他感染症流行への感染予防対策、全国的な物価高騰などの社会的なリスク要因への対応、また、国立機関として国家公務員の定員削減や働き方改革などにも留意する必要がある、これらの課題等について、いかにバランスを取りながら効率的かつ効果的な組織・業務運営を行っていくかが大きな課題と認識している。

1. 組織運営体制の強化等

（1）組織運営体制の強化等について

個別対応が必要な処遇困難児童への対応は、医療と生活支援が密に連携を取りながら進める必要がある。このため、以下のとおり組織運営体制を強化。

ア. 医事管理官の配置

常勤医師の確保が困難な現状の下、医務課長の代わりに医療部門を総括する役割を担う医事管理官を令和4年4月から配置。基幹的な立場として、医務課の意見集約や他課室との総合調整を担うほか、医務課を代表して管理職会議に出席。

イ. 主任寮長の事業運営への参画

令和5年度から、寮長を統括し寮運営を総括する役割を担う主任寮長が管理職会議に同席。生活支援部門の中核となる寮担当者が運営上の課題等をタイムラグなしに共有。

ウ. 多様化・複雑化する課題に対し組織的な対応を徹底するため、令和2年度に院長伺い定めとして設置した処遇支援・施設体制機能強化推進室（以下「推進室」という。）を積極的に活用。処遇困難児童への支援を寮だけで抱え込まず組織全体で共有する仕組み等を検討。

(2) 事業計画の策定と運営目標の見える化について

- ・ 令和7年度事業計画を策定し、重点目標として「①こども支援の充実について」、「②小舎夫婦制の維持と人材育成等について」、「③感染症対策や防災対策などのリスク管理の強化」、を3つの大きな柱として据えている。

(3) 効果的な児童支援体制の整備について

①チーム養育体制の実施

- ・ 令和3年度から、寮担当を補助し寮運営を側面的に支援するため、寮副担当制や心理療法士の担当制の導入によるチーム体制を整備したところであり、令和7年度においてもそれを継続している。

ア. 寮副担当

日々の生活の中で寮に関わり、寮担当（寮長、副寮長）を補佐する職員として配置（主に教育指導担当職員が兼任）。

イ. 心理療法士の担当制の導入

入所児童全員に対し、担当する心理療法士を決め、寮運営のサポートやスーパーバイズを提供。

- ・ 寮運営の要となる小舎夫婦制の維持については、前述のとおり、令和7年度版事業計画の重点目標とされており、推進室での議論等を踏まえ、令和5年8月から小舎夫婦制を支える寮支援の仕組の試行を開始した。試行開始から概ね2か月経過した同年9月には実施状況に関する検証を行い、必要な見直しを行った上で試行を継続。その後、概ね3か月程度経過した同年2月下旬に再度検証を行い、現行の方式（寮応援（各課待機））にメリットを感じる職員が多く、前回試行時の大きな課題であった負担感の軽減が図られたことから、この方式を当面継続する方向。

② 特性の強い児童への対応上の工夫等

- ・ 特性が強く行動化しやすい児童への対応として、教員と心理職、福祉職の協議の場を頻回に設け、児童一人ひとりの状況に応じた対応を継続している。

具体的には、

ア. 令和4年度下半期から、授業開始前に分教室と学院職員との間で授業風景を含めた生活状態を共有

イ. 特性上、長く集中することが出来ない児童のためには短時間で達成する課題を多く準備するなど授業の方法を工夫

ウ. 集団での授業が難しい児童については、教科によっては別教室で個別の授業を行うなどの取組みを実施。なお、その必要性等については当該児童にも十分に説明して実施している。

- ・ 令和6年度以降、こどもたちの進度に応じた、安定的な授業運営ができるように分教室教員をサポートするT3を配置。
- ・ 児童支援の充実を図るため、同じ女子児童のみが入所する児童自立支援施設である、(社福)横浜家庭学園との連携会議を本年2月に立ち上げ。各々が抱える課題と実践を共有し、女子児童への関わり方や特性の強い児童への対応等を検討。まずは相互の見学等から始め、女子児童支援で工夫していることや、魅力に感じていることなどのフリーディスカッションを行った。今後、具体的なケース検討なども行いながら実績を積み上げ、いずれは同様の課題を持つ施設も巻き込みながら広がりのある取組にしていきたいと考えている。

③個別支援室の積極的な活用等

- ・ 学院の児童は、身体の疲れや心の不調が引き金となって、行動化に至るケースが多い。そこで学院では、児童が疲れや不調の兆候を示したら、大事に至る前に、積極的に休息をとるよう指導している。こうした指導により、児童が自分の心身の状態に気づく力や、自分を管理する力を育てている。

休息は基本的に寮内で行われるが、寮内では刺激が多くて十分な休息ができない児童もいる。そのような場合は、一時的に寮から離し、刺激の少ない個別支援室で休息させている。刺激に過敏で、疲れを溜めやすい児童は、計画的に個別支援室で休息させることが、情緒の安定につながる。令和7年度も、休息を目的とした計画的な利用があった。

④ 自閉症・発達障害など障害福祉分野との連携

- ・ 自閉症、発達障害の特性を理解し支援に当たることが重要であることから、障害児・者福祉分野の国立機関（国立秩父学園、(独)国立のぞみの園）と連携を強化し、一層の支援の向上に取り組んでいる。

具体的には、

- ア. 令和4年度から国立秩父学園の職員と当学院の職員の人事交流を実施。概ね半年ごとに研修報告をしてもらうことにより研修成果等のフィードバックを試みた。
- イ. 国立秩父学園、国立武蔵野学院と当学院の心理療法士で国立心理職連絡会を定期的を開催し情報交換を行っている。（(独)国立のぞみの園の心理療法士はオブザーバー参加。）
- ウ. 効果的な連携を図るためには、お互いの強み、弱み等を知ることが肝要

との観点から、相互に見学を実施。

エ. 国立障害者リハビリテーションセンターや（独）国立のぞみの園が主催する自閉症・発達障害等をテーマとした研修会に積極的に参加。

2. 児童の権利擁護の推進

児童からの声に絶えず耳を傾けることは重要であり、これまで児童アンケートの実施や、意見箱を設置するなどの取組を実施している。令和7年度においても、引き続き日々の生活における児童の意見をくみ取る仕組みの充実を図る必要がある。

（1）意見箱について

- ・ 令和3年度において、意見箱を増設するなどの対策を講じたが、利用状況は十分とはいえない。
- ・ 意見箱の利用が低調な理由については、児童アンケートで示された「意見箱利用に特別感、人に見られることが嫌」などが挙げられているが、それ以外の理由として、“存在自体が身近に感じない、親しみが無い”などの課題があることも認識。

このため、令和4年10月から、改めて意見箱に親しみをもち身近に感じてもらえるようにするため、意見箱に愛称（ニックネーム）を付与することとし、児童及び職員が考えた愛称の『きぬぽす』を使用している。

愛称付与の直後は、複数の児童から意見箱への投函があり、一時的な効果があったが、現状では利用は再び低迷しており、新たな利用促進策の検討が必要と認識。

（2）生活アンケートの実施について

- ・ 上記の意見箱のような受動的な取組以外に、学院として能動的に把握する仕組みも必要と考えている。このため年2回のこどもアンケートのほか、令和5年度から、児童に負担とならないよう考慮しつつ実施頻度を高め定期的に把握する取組を開始。

具体的には、設問と自由記述から構成される10問程度の簡易的なアンケートを2か月に1回定期的に実施。5月から始め下半期を通じて5回実施しているが、毎回、自由記述欄に何らかの記載があるなど、意見箱の代替としての機能も果たしているものと思料。

3. 感染症に対する取組

感染症のうち、新型コロナウイルスについては、感染症法上の位置づけが第5類へ移行することに伴い、当学院における取扱いについて、政府が示す感染対策に沿って以下のように見直しを行った。

令和7年度においては、引き続きインフルエンザ等の感染症防止対策に取り組むとともに、基本的な感染対策を遵守し、こども及び職員の健康管理に努めていく。

Ⅱ. 令和7年度事業計画

令和7年度事業計画書は、「運営方針」と「令和7年度のキャッチコピー」及び「令和7年度の重点事項」、並びに「各重点事項に関する具体的な取組」から構成され、加えて「その他の事項」として「児童自立支援施設の支援の向上を図るための支援等」、「地域・関係機関等との連携・支援」となっている。計画実施に向けて、実効性のある具体的な内容を記載し、数値化が可能な目標は、実施回数など数値も明記して策定した。

このうち、令和7年度の児童及び職員の共通目標となるキャッチコピーについては、昨年度の「自分の想いは大切に」から『「自分の想いは大切に」、「他人の想いや願いも大切に」』とし、生活場面や授業場面、行事等の様々な場面において周知を図り、児童だけでなく職員も合わせて、この言葉を意識しながら行動するよう働きかけた。

また、令和7年度の重点事項については、「①こども支援の充実について」、「②小舎夫婦制の維持と人材育成等について」、「③感染症対策や災害対策等のリスク管理の強化」を3つの大きな柱として据えた。

この中で、重点事項の②については、国立として求められる役割を遂行するためには、近年、学院の抱える課題（入所児童の態様の変化と寮運営の困難性等）に対し、どのように対応するのか組織としての検討が必要との考えから新しく重点事項として追加したものであり、国立施設として行うべき実践は「小舎夫婦制」とし、それを維持・継続するためにどのような仕組や取組が必要か検討することとした。

（参考）令和7年度事業計画

令和7年度 国立きぬ川学院事業計画

第1 運営方針

1 基本理念と基本方針

全職員が一丸となって、国立きぬ川学院基本理念と基本方針に基づき、こどもの最善の利益を図るための運営をする。

【基本理念】

いのちを尊び、より健康でゆたかな自己の実現において自己を高めていける人間になるよう共に育むこと。
創造的な問題解決ができ、自立した社会人として、健全な社会生活を営む人間になるよう共に育むこと。
自然、社会、人間などあらゆるものと調和のとれた共生ができる人間になるよう共に育むこと。

2 令和7年度のキャッチコピー

令和7年度の国立きぬ川学院のこどもと職員で共有するキャッチコピーは以下のとおりとする。

「自分の想いは大切に」、 「他人の想いや願いも大切に」

第2 令和7年度の重点事項

1. こども支援の充実について <詳細は第3の1>

こどもの安心・安全が守られるよう、常にこどもの最善の利益にかなう支援を提供することが重要であり、こどもの権利擁護に留意しつつ、生活場面や学校場面など、綿密に連携を図りながら効果的な支援の充実を図る。

2. 小舎夫婦制の維持と人材育成等について <詳細は第3の2>

(1) 小舎夫婦制は、被虐待経験のあるこどもや愛着障害等のあるこどもにとって極めて効果的であることや、施設であってもできる限り良好な家庭的環境を確保することが国の施策の方向性であること等から、国立施設として行う実践は、小舎夫婦制を維持・継続し、それを基盤として求められる役割を担うことが重要である。一方で、様々な課題を抱えるこどもが増加し、こども支援の困難性や、ワークライフバランス、働き方の見直しなど社会環境の変化に伴う課題等が顕在化しており、こうした課題等に対応した夫婦制の在り方や夫婦を支える仕組み等を検討する。

(2) これまでの不良行為等により生活指導が必要なこどもに加え、被虐待経験や発達障害、自閉症などの医学的な診断があるこどもが増加するなど、こどもが抱える課題や特性が益々多様化・複雑化しているため、こどもの支援を担う職員の人材育成や研修など、学ぶ機会の充実やOJTの強化を図る。

(3) 職員定数に見合った職員確保を図るとともに、学院業務の理解を図り、将来の担い手を発掘するための取組を進める。また、働き方に関する社会全体の意識の変化等を踏まえ、効果的な人材確保の在り方を検討する。

3. 感染症対策や災害対策等のリスク管理の強化について <詳細は第3の3>

感染症、自然災害や事故など、事業継続に深刻な影響を及ぼすおそれのある危機に対し、これをできる限り予防し又は的確かつ迅速に対応するために、国立きぬ川学院安全計画及び安全管理マニュアル（以下「安全計画・管理マニュアル」という。）に基づき、こどもや職員の安全確保に関する取組を着実に実施する。

第3 各重点事項に関する具体的な取組

<重点事項の1について>

1. こども支援の充実について

夫婦による寮舎運営を中心としつつ、観察寮や分教室等とも連携しながら、学院全体の機能を最大限活用して支援を実施する。また、更なるこどもの理解のために、それぞれの特性（年齢、生育歴、障害や理解力、性格等）について丁寧にアセスメントを行い、こどもが理解しやすい伝え方や、意見を表明しやすい環境などに配慮しながら支援していく。

(1) 入所に至るまでの手順

①入所手続

- ・児童相談所からの入所の相談があった場合、入所手続要領に基づきこどもに関する情報収集を行う。
- ・特に医療的ケアが必要、又は必要となる可能性があるケースについては、医師の意見を十分に聴取し、原則として、入所決定する前に、診療情報提供書等の提供や詳細な診察記録等の送付を依頼し、直近の情報を確認する。
- ・家庭裁判所に送致されるケースについては、受け入れ可能な日程を伝えた上で審判日等との調整を行う。
- ・ケースによっては、入所前にこどもへの面会を求め、直接アセスメントを行うことも検討する。

②入所時のアセスメント

- ・こどもの障害や行動化などの課題など、ネガティブな情報を遺漏なく取り扱った上で、健康的な側面も拾い上げ、良い将来像を描けるような情報整理を図る。入所前・入所時の情報と施設内での実態との関連を分析し、より効果的・効率的なアセスメントを模索する。

(2) 受け入れるこどもの目安

- ・1か寮当たり6名程度を目途にして、入所を迅速かつ計画的に進める。ただし、個々のこどもの抱える課題や生活状況、学院の受入れ体制や寮の運営状況等を十分考慮しながら進める。

(3) 自立支援計画の策定

- ①こどもの支援内容については、寮担当職員及び各課・分教室との連携の下に、自立支援計画を策定する。なお、議事録は速やかに全体に共有する。
- ②自立支援票会議は、入所後1か月、4か月、その後4か月ごとに開催する。入所後1か月の支援票会議は、原則入所1か月経過後10日以内に開催する。また、入所後1年の会議には措置児童相談所の出席を求める。
- ③こどもによっては自分自身の自立支援票会議に出席し意見等表明できる機会を確保することを検討する。

(4) 日々の支援

①寮生活

- ・夫婦制を生かした寮運営においては、安定した生活を保障する中で、問題解決のために学習や生活場面での対応や必要な面接等を行いながら、こどもの成長を促す。また、こどもの特性や背景を適切に理解し、支援に生かしていく。また、寮担当職員が困難ケースを抱え込むことがないように、組織的な支援を行えるよう、チーム養育体制を整える。
- ・こどもからの危うさを示す発信があった場合については、「子どもの行動化への対応ガイドライン別冊」（日記への対応、閉じこもりへの対応、眠れなさ・自傷行為への対応）に基づき、丁寧かつ組織的に対応する。

②被措置児童等虐待の防止

- ・虐待を疑われるような支援とならないよう、こどもへの言葉かけや接し方などの日常的な関わり方を含め支援の状況を改めて確認し細心の注意を払いながら、被措置

児童虐待防止に組織的に取り組む。

③医療との連携

- ・入所の時点でこども各々を担当する主治医を設ける。主治医の不在時に診察や医療的ケアが必要になった場合は、他の非常勤医師に診察を依頼、又は外部の医療機関の受診等により迅速な対応を図る。
- ・こどもに対する医療体制については、「常勤医師不在時の対応要領」に基づき対応する。なお、こども家庭庁と鋭意連携しながら、常勤医師の確保のための方策を検討する。
- ・心理療法士は、主治医と連携の上、日々のアセスメントや個別心理面接等必要に応じた支援を行う。

④行事

- ・年間を通じて、こどもが情操豊かに安定した生活が送れるよう、創意工夫した行事を計画的に実施する。
- ・実施に当たっては、どのような内容がこどもや学院の状況に合ったものとして適切か等の検討を行う。なお、年度途中において、こどもの状況や職員体制等の変化など当初想定していなかった事態が生じた場合、その影響を分析し、中止を含めた必要な見直しを躊躇なく適切に行う。
- ・主要行事（園遊会、運動会、ひなまつり会など）において、こどもが主体的に取り組めるように委員会活動を強化する。
- ・関児協の各大会において選手として参加する部員には、明確な目標を持たせ成果を実感させる機会とする。また、大会に参加しないこどもが現地で応援することにより、大会の雰囲気を感じ、部活への意欲を高めるなど有意義なものとなるよう努める。
- ・行事全体の検証を年度末に実施する。

⑤部活動

- ・「部活動運営方針」の意義を踏まえ、部活動の充実を図る。
- ・こどもの数がここ数年少数で推移しており、団体競技の活動が制約されることも踏まえ、こどものニーズに留意しながら、場合によっては新しい部を創部することも含め、柔軟に取り組む。
- ・入退部（休部も含む）の時期や条件等の判断について、「きぬ川学院部活動運営方針」を踏まえ、こども自身が積極的に参加できる部活動を実施する。
- ・寮生活との兼ね合いにも留意し、寮生活が疎かにならないよう部活動の意義も考えさせながら取り組む。

⑥給食

- ・こどもの必要摂取栄養量を確保し、季節感のある献立、郷土料理、行事食を組み込む等、変化に富み栄養バランスの取れた給食を実施するとともに、寮炊事の実施などにより積極的に食育を推進する。
- ・こどもの嗜好を把握するため、給食アンケートを年2回実施する。
- ・給食アンケートの結果に基づき給食業務の改善や食育の充実について検討するため、給食検討委員会を年2回開催する。
- ・夏日課において、栄養士がこどもに対して食に関する特別講義を行う。
- ・栄養士等が保健所主催の研修会に参加することにより、他施設の給食の状況などの

把握と情報交換を行い、より良い給食の提供に努める。

⑦健康の確保

- ・こどもの健康は普段の生活習慣を基本として、学習・運動・作業などをバランス良く取り組み、維持していく。
- ・学期ごとに健康診断を実施する。
- ・こどもが疾患に罹患した場合は、学院医師の受診や一般医療機関の受診を適切かつ迅速に行う。

⑧プライバシーの確保

- ・学院生活においてこどものプライバシーが守られること及び他人のプライバシーを侵害してはならないことを「学院生活のしおり」を用いる等により、機会を捉えてこどもに対して説明する。
- ・特に寮舎での生活において、こどもの安全確認の必要性も踏まえながら、こどもが他人の視線を気にしないで済むような工夫を検討する。

(5) 教育（分教室含む）

①年齢ごとの対応

- ・学齢児に対しては、「さくら市立氏家中学校うの花分教室」において、学院と連携して学校教育法等に基づく学校教育を実施する。
- ・中卒児に対しては、学院が中心となり、必要に応じて分教室と共同して実施することとし、高卒認定試験の受験を目指した基礎学力の向上を図るための学習や、作業指導や作法等の体験、学院内外での職場体験実習等を行い、社会的自立につなげる支援を提供する。
- ・個別指導が必要なこどもに対しては、分教室と学院が連携して必要な個別指導を行う。
- ・各クラスに副担任として学院職員を配置する。

②時間割

- ・時間割については、こどもの人数、学習到達度等を考慮して作成する。なお、こどもの数に変動等があった場合は適切に見直しを行う。
- ・登校後の朝学習（寮ごと学習）を実施する。

③連絡協議会の開催等

- ・教育委員会及び分教室（必要があれば本校を含め）と学院との三者で連絡協議会を開催するなど、現状や課題に対する情報を共有する。
- ・分教室教員が朝会に参加することにより、学院職員との情報共有を図る時間を設けるとともに、教務課内の分教室側に、学院職員の席を設けて情報交換を密にできるようにする。

④タブレット端末の活用

- ・広く学校教育においてタブレット端末を用いた授業が実施されていることを踏まえ、学院においても導入し、インターネット等を活用した学習機会の確保を検討する。

(5) 権利擁護の推進

①意見箱（愛称「きぬポス」）の利用促進

- ・ こどもの権利擁護の観点から、院内6か所に設置している意見箱について、入所時のみならず定期的に周知を図るとともに、引き続きこどもが投函しやすいような環境整備を検討する。

- ・ 意見箱に投函があった場合には、速やかに意見に対する方針を決定し丁寧な対応を行う。

②こどもアンケートの実施

- ・ こどもへのアンケート調査を権利擁護委員の立ち合いのもと年2回実施する。また、意見箱の代替機能として、こどもの意見等を聴き取る機会を増やすことを目的に、簡易的なアンケート（生活アンケート）を2か月に1回実施する。（原則として、奇数月の第二金曜日の午前授業終了後）

③こどもの権利擁護委員会（第三者委員会）の開催

- ・ こどもの権利擁護委員会（第三者委員会）を年2回開催し、苦情処理状況や権利擁護に関する対応について報告する。
- ・ 第三者委員が委員会後に各寮でこどもと昼食を共にするなど、こどもが第三者委員を知る機会の確保に努める。
- ・ 第三者委員によるこどもとの面接の実施について検討する。

④生活の場において、常日頃からこどもからの苦情に対して耳を傾けるなど、こどもの意見等表明の機会を確保するよう努める。また、こどもに施設内の権利擁護に関して説明する機会を設ける。

⑤権利擁護の取組の推進

- ・ こどもの権利擁護は支援の根幹であり、こどもの意見表明を保障する仕組みの整備について積極的に取り組む。社会的養護施策の状況や関係機関・施設等の取組等を参考としながら、意見表明等支援（アドボケイト）、こども会議等の新たな仕組みの導入や既存の取組の見直しなど、不断に検討を進める。

（6）観察寮の使用

①基本的な考え方

- ・ 自傷他害や無断外出等の行動上の問題により普通寮・交替寮での支援が困難な状態のこどもに対して、観察寮（強制的措置室及び個別支援室）で受け入れ、適切に支援する。
- ・ こどもの状況や行動上の問題の背景、特性等に留意し、寮担当職員だけではなく関係職員が協議し適時・適切に連携を図りながら、強制的措置室及び個別支援室を運用する。

②強制的措置室の使用

- ・ 強制的措置室の使用に当たっては、こどもへの適切な支援を提供するため、別に定める「強制的措置に関するガイドライン」を遵守する。
- ・ 使用に当たり、こどもの状況やニーズを適切に捉えているか常に検証する視点を持ちながら運用する。

③強制的措置運用検討委員会

- ・ 強制的措置室の使用については、強制的措置運用検討委員会を定期的に開催し、こどもの最善の利益に則った有効な使用について検討し、モデル事例を集積する。
- ・ 強制的措置利用後には必ず振り返りの機会を設け、どのような意義があったか整理し、今後

のこどもの生活や、将来のこどもの人生に寄与できるよう、取りまとめを行う。

④個別支援室の使用

- ・普通寮での支援が困難な状況にあるが、要件を満たさず強制的措置室の使用が不適当な場合に個別支援室を使用する。

(7) 退所に向けた支援

①退所時期

- ・退所時期については、受験のタイミングなど、こどもの希望や可能性は尊重しつつ、措置児童相談所等からの措置理由である支援目標を達成することを最優先として捉え、個々に適切な退所時期を判断する。

②退所調整

- ・自立支援計画の目標の達成状況を踏まえ、面会や許可外出等を有効に活用しながら、措置児童相談所等と連携して退所の調整を行う。

③家庭復帰に向けた支援

- ・親子関係再構築支援のための面会交流については、こどもの意向を尊重しつつ、面会による本人への影響も見極め、実施後の支援等を慎重に検討し、面会実施の可否、開始時期、実施方法（オンラインを含む。）等を決定する。
なお、必要に応じて措置児童相談所と協力し面会交流プランを作成する。また、面会交流の方法として、家族調整室を活用した親子の宿泊体験も含め検討する。

④専修科による支援

- ・退所予定の中卒児を対象として、個別の支援プランをもとに専修科による支援を実施する。その際、個々の適性等を考慮して自活寮等の活用を検討することとし、退所時期を踏まえた一人暮らし体験及び院内外の実習等を提供する。
・このほか、退所間際の中卒児に対して、専修科活動に準じたリービングケアを行う等、柔軟な対応を行う。

(8) 退所後の支援（アフターケア）

①退所後の支援計画の策定及び支援体制の構築

- ・退所したこどもや保護者等への支援について、個別のケースに応じて退所前に関係機関と支援体制の構築を図り、支援内容や方法、役割分担等を明確にし、適切に実施する。

②相談があった場合の支援

- ・退所したこどもやその保護者等から電話や手紙、メール等による相談があった場合は適切に対応するとともに、必要なケースについては関係機関等に連絡して対処する。なお、関係機関等から退所したこども等への支援の要請があった場合は、必要な援助・助言や、訪問等による支援を実施する。

③退所したこどもの予後調査

- ・退所したこどもの措置児童相談所を通じて協力を依頼し、退所したこどもの生活状況について、退所後3年間を目途に定期的に調査を行う。調査結果については、メール等により職員に共有する。

(重点事項の2について)

2. 小舎夫婦制の維持と人材育成等について

(1) 小舎夫婦制を支える仕組みの検討

① 普通寮応援の仕組みの実施

- ・現在小舎夫婦制を支える仕組みとして、休日における寮応援のため、休日に寮担当職員以外の職員が執務室に勤務する取組を実施しており、令和7年度も継続する。なお、こどもの状況や職員体制等を踏まえ、適宜検証を行いながら、必要な見直しを適切に行う。

- ・令和7年度の観察寮は、並立制（夫婦職員ではない男性及び女性職員のペア）による運営となる。引き続き、効果的な運営の在り方について検討する。

② 交替寮への支援

- ・令和7年度は、交替寮1か寮が夫婦職員ではない男性及び女性職員のペアによる運営となる。出来る限り同じ女性職員が連続で勤務し、継続した支援を行えるようにする。

③ 特別宿日直による夜間応援

- ・令和5年度から寮担当職員の宿直業務について、勤務実態を踏まえて、これまでの常直勤務から特別宿日直勤務に切り替えたところである。特別宿日直は、回数に制限があるため、それを超える日数分について、夫婦職員とは別に3人目の職員が入ることにより、夕方から夜間、早朝の時間帯における寮担当職員の負担軽減につなげる。なお、3人目として入る特別宿日直者の負担にも配慮する。

- ・観察寮においても同様の体制とするが、観察寮にこどもがいない場合でも、宿直者が緊急対応を担うことで、観察寮職員の負担軽減につなげる。

(2) 人材育成の推進

① 自己研鑽とスーパーバイズ

- ・職員一人一人が、各自の課題やスキルアップすべき点を理解し、自ら資質の向上のための具体的な研鑽を図る。

- ・職員に対する研修については、令和7年度派遣研修計画に基づき実施する。

- ・「国立きぬ川学院スーパービジョンについて（令和3年2月1日）」に基づき組織的なスーパーバイズを行う。

② 人材育成の在り方

- ・令和5年度に設置した「人材育成WG」の議論を踏まえ、国立きぬ川学院の現状に即した人材育成の在り方を引き続き検討する。

③ 国立秩父学園との人事交流、その他の関係機関との相互研修

- ・発達障害などの障害特性のあるこどもの増加傾向に鑑み、国立秩父学園や（独）国立のぞみの園との人事交流や実地研修等を検討する。

- ・国立4機関（秩父、のぞみの園、武蔵野、きぬ川）の福祉職による勉強会に参画し、課題等の共有や情報交換等を行う。

- ・各都道府県の児童自立支援施設や児童相談所等への研修等を検討する。

④ 国立心理職連絡会の開催

- ・国立4機関による国立心理職連絡会に参画し、施設所属の心理職としての課題等の共有や情報交換等を行うことにより、一層の技能向上を図る。

⑤ こども家庭庁や関係団体等が実施する研修会の受講

- ・ こども家庭庁（厚生労働省）、全国児童自立支援施設協議会、関東児童自立支援施設協議会が実施する研修会等について、その趣旨等を勘案して積極的・計画的に参加する。
- ・ 学院内の職員研修については、職員のニーズを鑑み、計画的に実施する。

⑥ 関係機関、団体等による勉強会の開催、関係機関等への視察等の実施

- ・ 関係機関、団体等から講師を招聘し、支援の向上に資するための勉強会等の開催を検討する。
- ・ 女子のこども支援に関する課題等の共有や情報交換等を行うため、令和6年度末から開始した横浜家庭学園等との勉強会を継続して実施する。そこで議論された成果や取組等については、女子のこども支援に携わる同種の施設にとっても有用であるため、関東児童自立支援施設協議会に加盟する施設等への拡大も視野に入れながら、鋭意検討を進める。
- ・ 関係機関・施設等への視察等を積極的に企画し、実施する。

⑦ 研修会等の内容の共有

- ・ 研修会や機関・施設視察等に参加した職員は、その内容について報告することとし、原則として、毎月の職員会議の場で実施し、共有を図る。

（３）人材確保について

① 職員定数の確保

- ・ 小舎夫婦制を維持するためのチーム養育体制の構築や勤務における職員の負担軽減等に対応するため、福祉職の欠員補充に向け、国立武蔵野学院と連携し、積極的な採用活動を進める。

② 医務課長の確保

- ・ 医務課長の欠員が続いているため、引き続きこども家庭庁とも連携しながら、医務課長の確保に努める。

③ 福祉系大学等との連携

- ・ 社会的養護への関心を高め将来の担い手を発掘するため、近隣の福祉系大学等への働きかけを積極的に行う。学生や教員の見学、学生の実習やボランティア体験などの機会の提供を通じ、学院への理解を図り、優秀な人材確保につなげる。

④ 近隣関係機関・施設等を通じた人材把握等

- ・ 近隣の関係機関・施設等に対し積極的に学院の業務をPRし、学院への関心を喚起するとともに、そうした機関等を通じて地域で働く意欲的な人材を把握する。
- ・ 学院の見学に来た団体等に対し、適切なタイミング等を見極めつつ人材に関する意見交換等を行う。
- ・ 働き方に関する社会全体の意識の変化等を踏まえ、効果的な人材確保の在り方について検討を行う。

（重点事項の３について）

３．感染症対策や災害対策等のリスク管理の強化

- ・ 安全計画・管理マニュアルに基づき、施設・設備の安全点検、こどもへの支援時にお

ける安全管理、特に事故のリスクのある場面における安全管理、こどもへの安全指導、各種訓練及び研修、ヒヤリ・ハット事例の収集と共有、再発防止策の検討等の取組を着実に実施する。

第4 その他の事項

1. 児童自立支援施設の支援の向上を図るための支援等

(1) 児童自立支援施設職員を対象とした研修の協力

① 国立武蔵野学院附属人材育成センターとの協働

- ・ 国立武蔵野学院附属人材育成センター（以下「人材育成センター」という。）養成課の円滑な運営に資するよう全面的に協力する。
- ・ 人材育成センター研修課が実施する研修の一部を学院で開催するなどの協力を行う。

(2) その他研修会等への協力

① 全国児童自立支援施設協議会等への協力

全国児童自立支援施設協議会や関東児童自立支援施設協議会の活動に可能な限り協力する。

② 研修会等への職員の派遣

関係機関や団体から、研修会や検討会等への職員派遣などの協力依頼に対しては、その趣旨等を考慮し、学院の運営に支障のない範囲で協力する。

(3) 性的虐待等相談支援事業

社会的養護関係施設における性的虐待への対応に関する専門性向上のための調査研究や専門研修等を実施する。なお、テーマについては、性的虐待に限らず、幅広くこどもの問題に資するテーマを検討する。

具体例：

- ・ 性的虐待
- ・ 行動化 施設内性的問題発生時の対応
- ・ 性的搾取からの離脱
- ・ 女子のこども特有の発達障害の影響
- ・ 良い出会いに向けて
- ・ コミュニケーション
- ・ アサーション（良好な自己表現）
- ・ 性的虐待や性被害を受けたこどもに対する支援方法や多様な知見を幅広く収集し、さらにブラッシュアップに努める。

2. 地域、関係機関等との連携・支援

(1) 地域連絡協議会の開催

- ・ 地域連絡協議会を年1回以上開催し、学院の施設運営について、地域関係者の理解を得て、地域とより良い関係を保つよう努める。なお、協議会開催に当たって、園遊会など、こどもの様子を直接見て、触れ合う機会を持つことができる行事等に合わせて開催日を設定するなどの工夫を図る。

(2) 施設・設備等の開放

地域等から学院の設備等の使用の申し出があった場合は、使用目的等を考慮し、学院の運営に支障のない範囲で使用を認める。

(3) 学院への理解

①学院が、将来にわたり国立児童自立支援施設として運営をしていく上で、地域住民や関係機関等の理解を得ることは必要不可欠である。一方で、ソーシャルメディアの普及、新たな感染症の蔓延や働き方改革など学院を取り巻く環境が変化しており、地域交流を行うに当たっても、

- ・ こどものプライバシー確保
- ・ 感染症の蔓延防止 等

といった点にも配慮することが必要であり、今後とも地域住民等との良好な関係を構築するため、その実施方法について行事の内容に応じて適切な対応を行う。

②こどもの職場体験実習先として、実習先の開拓と効果的な実習を行う観点から、地域にある企業や店舗等に対し、こどもの特性等の理解を促す取組を行う。

③関係機関等に対する学院の取組等の周知と相互理解を目的として、年4回季刊誌「きぬがわ」を発行する。

(4) 職場環境の改善に向けた取組の推進

①職員のワークライフバランス、健康管理

- ・ 全職員が月1回以上の年次休暇の取得を目標とする。
- ・ 全職員が夏季休暇を確実に取得する。
- ・ 管理職員は課員の休暇の取得状況を踏まえ、必要に応じて取得を促す。
- ・ 管理職員は、課員が妊娠・出産及び子育てのための休暇を取得できるよう配慮する。
- ・ 全職員が、先例に捉われることなく、業務の廃止、効率化や簡素化を積極的に行い、業務の負担軽減に取り組む。また、会議については、可能な限りペーパーレスにより行う。
- ・ 管理職員は、こども対応などの他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務）を除き課員（交替制等勤務職員を除く）に対して定時退庁を促す。
- ・ 全職員が年1回必ず、院内健康診断又は人間ドックを受診する。
- ・ 専門機関を活用して、全職員のストレスチェックを年1回実施するとともに、その結果等を踏まえ、希望する職員に対してカウンセリングを行う。

②特別宿日直の取扱い

- ・ 特別宿日直については、健康上の観点から1人1月5回までとされているが、特例として寮長及び副寮長については1人1月9回までとされている。この特例は令和7年度末までの措置とされているため、令和8年度において寮長及び副寮長の特別宿日直の回数を削減できるよう、必要な定員要求を行う。合わせて、定期的な健康状態の把握を行う。

③風通しの良い職場環境づくり

- ・ 管理職員は、職位・所掌にかかわらず職員が自らの意見を率直に発言でき、建設的な議論ができる職場環境づくりに努める。

④ハラスメントの禁止及びハラスメントに対する厳正な対処

- ・ 全職員に対し、「パワー・ハラスメント」、「セクシャル・ハラスメント」及び「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」を行ってはならないことを徹底する。

また、ハラスメントに対しては、「ハラスメントに関する苦情相談実施要領」に基づき、厳正に対処する。

【中長期目標】

○宿舎の改修等

- ・宿舎の老朽化が著しいため、令和6年度より計画的に改修等を行うこととし、令和7年度以降も必要な予算要求を行う。

令和6年度 東宿舎 令和8年度 西宿舎

令和10年度 南宿舎 令和12年度 北宿舎

- ・定員の確保（増員）に伴う宿舎の取り扱いについて検討する。

（５）業務の質の維持・向上

①第三者評価及び自己評価等の実施

- ・学院運営の向上につなげるため、第三者評価を3年に1回受診する。
- ・第三者評価を受審しない年においては自己評価を実施することとされており、令和7年度においては自己評価を実施する。

②こども家庭庁による監査等への対応

- ・こども家庭審議会社会的養育・家庭支援部会の下に設置された「国立児童自立支援施設における児童の処遇に関する専門委員会」の審議や、こども家庭庁支援局家庭福祉課による援助指導監査に対応する。

③人事院等による監査への対応

- ・令和7年12月に人事院による給与簿監査が予定されている。

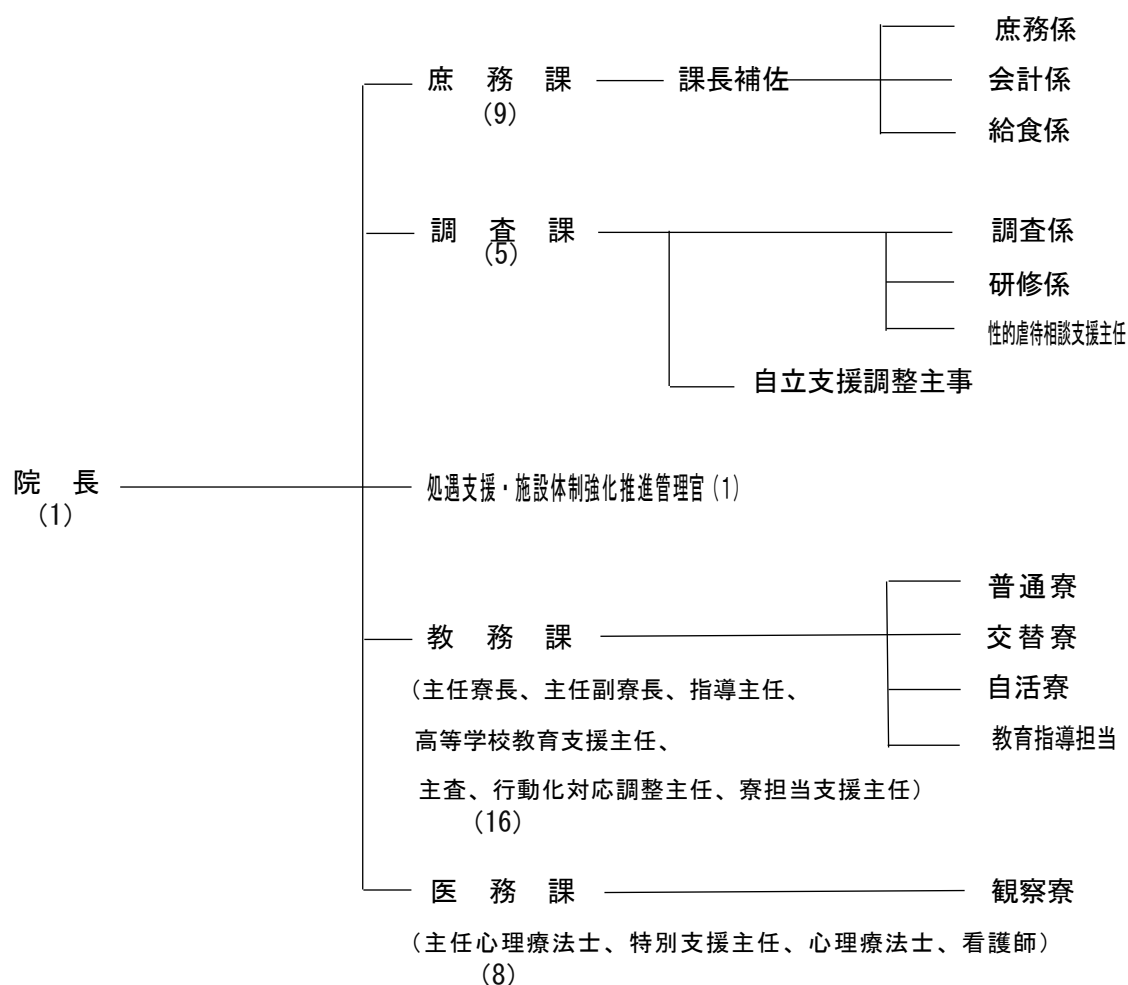
各課・室における取組

I . 庶務課

庶務課は、人事、給与、福利厚生、公文書管理、予算・決算等の会計、物品及び営繕、子どもの食事に関することなど施設全般の管理運営の業務を担っている。

1. 組織（令和7年4月1日現在）

（職員定数 40 名）



※分教室：教員 7 名（教諭 5 名（再任用教諭含む）、非常勤講師 1 名、免外解消非常勤講師 1 名）

2. 組織・定員要求

（1）組織

- ・該当なし

(2) 定員

- ・寮担当支援主任 4 名の増員

3. 予算等

(1) 予算額の推移 (単位：千円)

	令和 5 年度 (当初)	令和 6 年度 (当初)	令和 7 年度 (当初)
運営費	385,310	407,799	457,355
施設費	41,686	39,195	0
合 計	426,996	446,994	457,355

(2) 主な支出項目 (令和 7 年度中)

- 庁 費：受変電設備高圧機器更新 等
- 児童自立支援庁費：公用車の交換購入、講堂スクリーン更新
プール機械更衣室太陽熱給湯システム設置
体育館用移動式スポットクーラー購入 等

(3) 近年における施設整備及び特別修繕の実績・内容

- ・施設整備費 (単位：千円)

	整備内容	予算額
令和 5 年度	観察寮 2 階等改修工事	41,686
令和 6 年度	東公務員宿舎改修工事	39,195
令和 7 年度 (6 年度第 1 次補正)	学齢児校舎空調設備改修工事	25,023

- ・特別修繕費 (単位：千円)

	整備内容	予算額
令和 5 年度	第 3 変電所連絡用高圧ケーブル更新工事	3,080
令和 6 年度	受水槽設備修繕工事	5,412
	屋外舎改修工事	2,200
	遊具改修工事	1,483
令和 7 年度	寮舎給湯設備改修工事	11,383
	院内電話設備配線整備	2,420

Ⅱ. 教務課

教務課では、児童に対する支援（生活、学習、作業、運動、文化・レクリエーション等の指導）に関する業務を担っている。

1. 生活指導

（１）目的

- ① こどもの情性が養育され、情緒がより豊かになれば心身の発達が図られ、問題行動が解消される。そのため、日常生活の中の律動的な日課を通して心身が健全に発育し、生活に対する興味が喚起され、意欲的かつ快適な生活を経験する。
- ② こどもや職員との好ましい人間関係を通して、愛着関係の体験を再現し、そのうえでこども集団の生活を通して好ましい人間関係や生活態度、習慣を身につけ、自主性を高め、判断力、独立心、協調性を養い人間関係力を強化する。
- ③ こどもは、対人関係のトラブルを解決できず、問題行動を起こしていたため、日常生活における種々の問題を職員やこども集団を通して解決し、不満感情を持たずに自律した生活ができるようになる。

（２）過程

- ① 前期 こどもが寮生活で安定した状況になる時期
 - ・ 寮生活の流れを説明し、前向きに生活ができるよう支援援助する。
 - ・ 寮担当職員とこどもの心の接触を図る
 - ・ こどもの問題性を把握し支援計画を策定する。
- ② 中期 こどもが生活に興味や関心を持ち、自己の問題性に目を向け生活する時期
 - ・ 支援計画に従って支援する
 - ・ 集団生活における人間関係が円滑になるよう支援する
 - ・ 生活習慣が確立されているか把握し、その習得に向け支援する
 - ・ 自ら行った行為に向き合う取り組みを行い、自己の問題性の改善を図る
 - ・ 支援計画に見直しがないか検討する
- ③ 後期 自律的な生活ができる時期
 - ・ 退所準備のための支援を行う
 - ・ 自立に向けて、自分の考えを持ち、表現し、実行できるようになっているか確認する
 - ・ 他のこどもの面倒を見ることができ、人間関係を円滑にできるよう支援する
 - ・ 退所先（地域・学校・家庭）との調整をしながら、自立心が育てられているか確認する

(3) 日課

	平日		土日・祝祭日
6 : 45 7 : 30	起床 洗面 朝掃除 朝食		
8 : 25	朝礼 ラジオ体操 登校 学習	8 : 00 9 : 30	起床 洗面 朝掃除 朝食 寮活動（作業・スポーツなど）
12 : 10 12 : 30	校舎掃除 講堂講話（金曜） 昼食	12 : 00	昼食
13 : 40 15 : 15	学習 作業 作法など 寮活動（スポーツ・余暇など）	13 : 30	寮活動（スポーツ・余暇など）
17 : 00 17 : 30 18 : 30	クラブ活動 夕掃除 夕食 自習 入浴 間食 自由時間	17 : 00 17 : 30 18 : 30	夕掃除 夕食 自習 入浴 間食 自由時間
21 : 00 21 : 10	ミーティング 消灯	21 : 00 21 : 10	ミーティング 消灯

2. 学習指導

(1) 学齡児の学習指導(さくら市立氏家中学校うの花分教室)

①基本目標

知育・徳育・体育の調和を図り「豊かな心を持ち、たくましく生きる」生徒を育てる。

②具体目標

- ・ 学業に全力を尽くす生徒
- ・ 情操豊かで思いやりのある生徒
- ・ 健康で気力ある生徒
- ・ 進んで働く生徒

③分教室像

- ・ 生徒の個性を生かし、わかる授業を実践する分教室
- ・ 自己を再発見し、自己実現が果たせる分教室
- ・ 心身共に健康で、活力のある分教室

(2) 中卒児童の学習指導

①教育目標

豊かな心と健やかな体を持ち、自ら学ぶ意欲と社会の変化に対応する実践力を
養い、たくましく生き抜くこどもを育成する

②具体的目標

- ・生命の大切さを学び、礼儀正しく他を思いやって生活する姿勢を養う
- ・基礎的・基本的な学力を身につけ、自ら考え判断し正しく行動できる力を養う
- ・健康・勤労の大切さを理解し、社会生活に適応するための力を養う

③教育課程

- ・1単位時間の時間は45分とし、1クラスの人員を上限10名程度とする
- ・高卒認定試験受験希望者は高卒認定コースを選択できる。
- ・多様な経験をさせ、こどもの知識を豊かにし、世界を広げる。
- ・考えを深めるための基礎的・基本的な学習事項を盛り込む
- ・社会人としての基本的な考えかたを身につけさせる
- ・社会の中で生きていくための力と自信をつけさせる
- ・学ぶことの喜びを感得させる

④学習結果と評価

学習成果について、教科ごとに担当職員から適切なアドバイスをすることにより、学習意欲の喚起を図り将来への展望を開かせる必要がある

⑤学習指導面での配慮

- ・こどもの無断外出等を未然に防止
- ・こどもが安定した生活を送れるような雰囲気づくりの工夫
- ・生活指導に根付いた学習指導の工夫
- ・精神的発達を促すような学習指導の在り方の工夫

※実践科目とその概要

科目		時数	概要
SST		1	社会生活に必要なスキルを学ぶ
健康		1	性・薬物・喫煙・飲酒など、自己破壊の誘惑から身を守る知識を身につける
職業・資格		1	職業適性や職業知識の学習を行う 資格取得に関する学習を行う
漢字検定		2	日本漢字能力検定の合格に向けた学習
読書		1	簡単な文章を理解する力を養う
スピーチ		1	自分の考えをまとめて発表する力を養う
新聞		1	記事の書写を通して時事を知る
家庭科		2	裁縫の基礎・基本を身につける
パソコン		1	簡単なパソコン技能の習得
美術		1	美術を通して情性を育み、芸術を楽しむ心を養う
珠算		1	商工会珠算検定の合格に向けた学習
音楽		1	音楽を通して情性を育み、心に潤いを持たせる
作法		3	華道・茶道を通して、礼儀作法や日本の心

			を知る
高卒認定 (選択コース)	国語	1	高卒認定試験の合格に向けた各教科の学習
	数学	1	
	英語	1	
	理科	1	
	社会	2	
教養 (選択コース)	国語	1	読み書きや読み取りの力の向上を目指す
	英語	1	基礎的・基本的な英語の力を養う
	数学	1	基礎的・基本的な計算力を身につける
	技能習得	2	創作活動を通して、簡単な技能を身につける
	資格	1	取得したい資格について学習する

令和7年度 時間割														令和7年8月27日(水)～令和7年10月10日(金)													
曜日		月				火				水				木				金									
<朝礼> ＜朝礼後11～11:30＞ 朝礼（11:30～12:25）		音楽担当 井上				音楽担当 阿部				音楽担当 沖田				音楽担当 井上				音楽担当 沖田									
クラス		1・2	3	卓(高認)	卓(教養)	専	1・2	3	卓(高認)	卓(教養)	専	1・2	3	卓(高認)	卓(教養)	専	1・2	3	卓(高認)	卓(教養)	専	1・2	3	卓(高認)	卓(教養)	専	
8:35～8:50		朝学習（各寮）				朝学習（各寮）				朝学習（各寮）				朝学習（各寮）				朝学習（各寮）									
8:50～8:55		SHR（担任、副担任）				SHR（担任、副担任）				SHR（担任、副担任）				SHR（担任、副担任）				SHR（担任、副担任）									
1限目	8:55	英語	社会	漢字検定		社会	数学	新聞		理科	国語	漢字検定		英語	国語	読書		国語	理科	スピーチ							
	9:40	中村 末武	高橋 謙田	副寮長		高橋 謙田	大金 芳井直	副寮長		稻谷 裕修	岩崎 謙田	副寮長		中村 井上	岩崎 謙田	副寮長		岩崎 謙田	稲谷 裕修	副寮長							
2限目	9:45	理科	数学	SST		理科	英語	技術 (パソコン)		英語	数学	珠算		音楽				数学	英語	健康							
	10:30	館谷 若林	大金 謙田	井上 末武		館谷 若林	中村 井上	阿部		中村 井上	大金 謙田	鈴木 沖田		音楽 (ランチルーム)				菊地 沖田・関	大金 謙田	中村 末武	石川 若林 (心理士)						
3限目	10:35	美術	英語	家庭科		数学	社会	美術		珠算	学活		国語	音楽	高認理科	学習基礎(国)	理科	国語	高認英語	技能習得	専修科活動						
	11:20	高田 石川	中村 井上			大金 謙田	高橋 末武			斉藤 石川			阿部	鈴木 沖田	井上 末武	岩崎 謙田	菊地 阿部	早川	井上 瀬古真			稲谷 大城大	岩崎 謙田	小堀 阿部			
4限目	11:25	社会	美術	専修科活動		社会	理科	高認国語	学習基礎(英)	国語	理科	高認社会	資格	音楽	英語	高認数学	学習基礎(数)	英語	数学	高認社会	専修科活動						
	12:10	高橋 末武	高田 阿部			沖田 阿部	末武	高橋 末武	館谷 若林	亀井 井上	沖田 瀬古真	末武	岩崎 謙田	稲谷 若林	渡邊 阿部	沖田 瀬古真	末武	菊地 阿部	中村 大城大	早川 阿部		井上 瀬古真	末武	中村 沖田	大金 謙田	渡邊 阿部	井上 末武
掃除		12:10～12:20																									
昼		12:25～13:40																									
クラス		1・2	3	中卒	専	1・2	3	中卒	専	1・2	3	中卒	専	1・2	3	中卒	専	1・2	3	中卒	専						
5限目	13:40	数学	社会	専修科活動		体育（スポーツレクリエーション）				家庭科	技術 (パソコン)	専修科活動		体育				作法				専修科活動					
	14:25	大金 芳井直	末武			作業 (寮活動)	沖田 菊地	阿部 井上	作業 (寮活動)	稲谷 阿部	川島 阿部			全体作業 (環境整備)													
6限目	14:30	道徳学活	道徳学活	専修科活動		体育				家庭科	技術 (パソコン)	専修科活動		体育				作法				専修科活動					
	15:15	中村 沖田	鎌田 阿部			各寮長	末武	鎌田・井上 教務課	阿部 井上	稲谷 菊地	各寮長			末武	鎌田・沖田 教務課	川島 末武・関 各寮副寮長	各職職員・分教室教員	末武									
15:15～16:30		部活動・寮活動																									

令和7年度 夏日課の時間割（詳細）

	2寮	3寮	4寮	2寮	3寮	4寮	2寮	3寮	4寮	2寮	3寮	4寮	各寮	各寮																				
	月			火			水			木			金			土		日																
	7月21日			7月22日			7月23日			7月24日			7月25日			7月26日		7月27日																
1時間目	8:40～9:30			寮日課 海の日			珠算一休講			食育			体育(8時40分プール集合) プール掃除 水水会①3寮			寮日課		寮日課																
2時間目	9:35～10:25						音楽			作業										作業			作法											
3時間目	10:30～11:20						音楽			作業										作業			作法											
その他																																		
	7月28日			7月29日			7月30日			7月31日			8月1日			8月2日		8月3日																
1時間目	8:40～9:30			大金@理科室			社会			距離			英語			珠算			寮日課		寮日課													
2時間目	9:35～10:25			作業			ダンス(盆踊り練習)			音楽			作法			作業							作業											
3時間目	10:30～11:20																									水泳記録会①								
その他																																		
	8月4日			8月5日			8月6日			8月7日			8月8日			8月9日		8月10日																
1時間目	8:40～9:30			作業			距離			英語			社会			珠算			寮日課		寮日課													
2時間目	9:35～10:25						美術(陶芸)@ランチルーム			音楽			作業			作法							作業											
3時間目	10:30～11:20																									プール清掃								
その他																																		
	8月11日			8月12日			8月13日			8月14日			8月15日			8月16日		8月17日																
1時間目	8:40～9:30			寮日課 (山の日)			盆踊り練習			作業			食育			体育(8時40分プール集合) (1km泳) プール掃除			寮日課		寮日課													
2時間目	9:35～10:25						作業						音楽										作業			作業								
3時間目	10:30～11:20						水泳記録会②																夏祭り会			夏祭り会								
その他																																		
	8月18日			8月19日			8月20日			8月21日			8月22日			8月23日		8月24日																
1時間目	8:40～9:30			作業			英語			社会			距離			珠算			寮日課		寮日課													
2時間目	9:35～10:25						ダンス			音楽			作業 (関東少年水泳大会)			プール掃除							水水会③2寮											
3時間目	10:30～11:20																									プール清掃								
その他																																		
	8月25日			8月26日			8月27日			8月28日			8月29日			8月30日		8月31日																
1時間目	8:40～9:30			プール清掃			ダンス			院内水泳大会(AM) 1学期後半開始			通常日課			通常日課			寮日課		寮日課													
2時間目	9:35～10:25																						美術(陶芸)@ランチルーム			～11:00 掃除なし			夏休み授業終了			午後授業なし		
3時間目	10:30～11:20																																	
その他																																		

(4) 受験対策と学習支援（補習部）

- ・やる気のある受験を目指す中3生と中卒生
- ・受験科目は必ず参加（医師の診察や心理面接、面会は優先される）
- ・後期の部活と兼部はしない（補習部に入るかどうか12月、1月、2回検討できる）
- ・期間は12月～2月末の入試まで（入試以降も希望の場合は参加できる）
- ・面接や作文指導は都度相談

3. 作業指導

(1) 目的

特定の職業技術を身に着けることよりも、むしろ、作物ができるまでの過程や共同して仕事を達成する喜びを体験し、勤労意欲の向上、心身の鍛錬を図るとともに、人間的な触れ合いや相互理解を深め、社会性・協調性を培うことを目的としている。また、こどもの生活が豊かなものになるために、情緒の安定を促し、将来健全な社会生活を営むために必要な習慣を体得する。

(2) 内容

作業の分担は、敷地内を分割して、各寮舎が担当しており、細かな作業内容は寮担当の独自性に任せ、季節や天候などに応じて行っている。

- ①環境整備：院内清掃、庭木の手入れ、除草等管理を行う
- ②草花園芸：温室で種苗育成を行い、花園を管理する
- ③果樹・野菜園芸：収穫物は各寮で調理し楽しんでいる

④裁縫：生活指導の一部としてエプロンや雑巾、衣類の補修など簡単なもの

(3) 作業日時

作業時間は平日の 13 時 40 分～15 時 15 分や、休日の午前中など、時間割表に基づき週に 3～5 回程度実施しており、主に寮舎単位で寮長の指導のもとで行う。

4. 余暇指導

(1) 目的

単調になりがちな生活の中にリズム感を与え、スポーツ活動や文化的活動、教育的娯楽活動等の余暇指導を通じて、多くの場面で直面する問題に対して自己解決できる力を育むこと。また、それらを体験することにより、学習活動や作業活動、及び社会生活への新たな興味・関心につなげることを目的とする。

(2) 余暇時間

余暇時間は通常の日課から解放された時間と考えられるが、児童自立支援施設の特性上、起床から就寝までがほぼ日課表に基づいて生活しているため、限られた時間内の活動になってしまうのが現状である。しかし、これまで健全な余暇時間を過ごせなかったこどもにとって、余暇時間は必要不可欠なものであると言える。

(3) 指導内容

スポーツ活動は割当表に基づき、体育館、テニスコート、グラウンドなどの院内のスポーツ施設を寮単位で使用し、おおむね年間のスポーツ行事に沿うようなかたちで練習に取り組んでいる。バレーボール、水泳、卓球、バドミントンなどの各大会を実施しており、レクリエーション的な意味づけだけでなく、チームワークや個々の技術の習得・向上を目標としている。

また、寮内の活動においては、空き時間を利用して、工芸や編み物などの文化的活動を行っている。こどもにとっては、自己の新たな能力を発見し自信をつける機会となり、退所後の生活に必要な技能を身につけている。

その他、教育的娯楽活動として、ビデオ視聴、音楽鑑賞、読書やパズルなどが、寮生活の日課に応じて行われている。

レク表

	月	火	水	木	金	土日祝(〇〇休み日課)			
	15:00～	15:00～	15:00～	15:00～	15:00～	9:00～	10:30～	13:00～	15:00～
2	体育館	テニス	体育館	体育館	テニス	体育館	テニス	体育館	テニス
3	テニス	体育館	テニス	体育館	体育館	テニス	体育館	テニス	体育館
4	体育館	テニス	体育館	テニス	体育館	体育館	テニス	体育館	テニス
フリー	テニス	体育館	テニス	テニス	テニス	テニス	体育館	テニス	体育館

	月	火	水	木	金	土日祝(〇〇休み日課)			
	15:00～	15:00～	15:00～	15:00～	15:00～	9:00～	10:30～	13:00～	15:00～
3	体育館	テニス	体育館	体育館	テニス	体育館	テニス	体育館	テニス
4	テニス	体育館	テニス	体育館	体育館	テニス	体育館	テニス	体育館
2	体育館	テニス	体育館	テニス	体育館	体育館	テニス	体育館	テニス
フリー	テニス	体育館	テニス	テニス	テニス	テニス	体育館	テニス	体育館

5. 専修科活動

(1) 目的

専修科とは、退所が近づいた中卒生がクラス単位の学習とは別に、退所後の生活に役立つ学習や体験を行うことを目的とする。

(2) 内容

①院内活動

主な活動としては、自立した生活へ向けた座学(職業適性やお金に関すること)や環境整備を行っている。また、院外実習の準備として調理棟での調理実習を行っている。

②院外活動

郵便局や市役所、ハローワークへの訪問を行っている。また、就労の練習として、

職場体験実習を行っている。主な実習先は市内のコンビニエンスストアや飲食店、理容室となっている。

③一人暮らし体験

こどものニーズに合わせてプログラムを組み実施される。寮集団や寮担当から離れて過ごすための短期間のもの（1泊2日～2泊3日）や、自炊用の食材の買い物、市立図書館の利用などを職場体験実習と組み合わせて行うもの（2泊3日～1週間程度）などがある。

※令和7年度は専修科該当者なし

※リービングケアとして一人暮らし体験を行った（1名）

6. 行事

院内の生活全般に活力とリズム感を与え、その実施を通して、こどもの情操の育成、情緒の安定を図り、自主性と積極性等を養うことを目的とし、各種行事を行う。

（1）年間行事予定

	学校行事	共催行事	学院行事
4月	腎臓検診（24日） 歯科検診（30日）	第1学期始業式（8日） 羽黒山登山遠足（25日）	着任式（1日） 写生会（4日） 観桜バーベキュー（8日）
5月	腎臓検診（2次）（15日） 血液検査（26日）	プール清掃（9・12日） 新体力テスト（20日） 水泳事前指導・救命講習（27日）	スポーツ大会（1日） アウトドア活動（4日） 園遊会（30日）
6月	内臓健診（5日） 心臓検診（6日） 眼科検診（19日） 第1回確認テスト（26・27日）	プール開き（3日） 珠算検定①（13日）	
7月	学校訪問（10日）	漢字検定①（4日） ワックスがけ①（11・14日） 院内バレーボール大会（15日） 水泳記録会①（29日）	夏色遠足（22日） 氷水会①（25日）
8月		水泳記録会②（12日） 関東少年水泳大会（21日） 院内水泳大会（27日）	ハーブ演奏会（1日） 氷水会②（8日） 夏祭り会（14・15日） 氷水会③（22日）
9月		珠算検定②（12日） 宿泊旅行（17・18日） 運動会種目説明（30日）	
10月		運動会（9日） 第1学期終業式（10日） 第2学期始業式（16日）	ゲートゴルフ・バーベキュー会（15日） さくら市福祉祭り（18日）
11月	第2回確認テスト（27・28日）	漢字検定②（7日） 関東少年文化祭（12日） 珠算検定③（14日） 社会見学（19日）	高卒認定試験（8・9日） 日産労連招待観劇（21日） 収穫祭（28日）

12 月		院内卓球大会（16 日） ワックスがけ② （19・22 日） スキー事前指導・用具配布（23 日）	クリスマス会（24 日） 餅つき（26 日） 年末年始お菓子買い物 （31 日）
1 月		新春会（百人一首） （6 日） 書初め（9 日） 駅伝大会（14 日） スキー教室（22・30 日）	年賀式（1 日） 初詣（1 日）
2 月	第 3 回確認テスト （19・20 日）	漢字検定③（6 日） 宿泊スキー（9・10 日） 珠算検定④（13 日）	
3 月		ひなまつり会（3 日） 研究発表会（13 日） 院内バドミントン大会（17 日） 修了式（24 日）	離任式（31 日）

（2）寮外出

寮単位での外出を年に数回行っている。レジャー施設での余暇活動や外食、弁当を作ってお花見など、内容は各寮に任されている。

2 寮：3 月 30 日（月）那須どうぶつ王国

3 寮：実施なし

4 寮：4 月 7 日（月）さくら市ゆうゆうパーク

7. 部活動

（1）運営方針

①部活動の意義

- ・児童が寮とは別の集団に属し、寮で培った自主性、主体性、忍耐力、協調性を発揮し、かつ向上させる機会とする。
- ・児童が寮担当職員以外の職員や他寮の児童と関係を築き、かつ深めることを通じて、多様な価値観や考え方を学ぶ機会とする。
- ・児童が目標を定め、努力して目標を達成することで、自尊心や自己効力感を強化する機会とする。

②部活動規則

【活動日】

- ・活動期間は、部活動計画に定められたところとし、大会日のおおむね 1 ヶ月前から大会日前日までを強化期間とする。
- ・活動回数は、強化期間前は週 3～2 回程度、強化期間は週 1 回の休みを取り入れて週 6 回までを原則とする。活動曜日については、行事・練習試合等を鑑み、担当者が決定する。
- ・活動時間は、平日は 15：15～16：45、週末は 9：15～11：30 とする。

- ・部活動に入部した場合は、強化期間中は部活動を優先させる。作法は途中で退出する。

【入部の要件】

部活動に入部する児童は、学院や寮の生活のルールを守り、自分の課題克服に向けて前向きに生活していることが前提である。

- ・部活動に前向きな意欲があること。
- ・生活態度や授業態度が良好であること。具体的には以下の通り。

きちんとした言葉遣いができる（挨拶、返事、きれいな言葉遣い）。

きちんとした身だしなみ（着崩し、腰パン、眉毛を抜くなどしない）

生活や授業の中で注意されることや、叱られることがあっても振り返ることができ、活動に前向きな姿勢があること。

- ・新入生に関しては新入期間（原則として3ヶ月）終了後とする。

【入部の決定】

- ・部活に入部したい児童は、寮担当者に申し出る。寮担当者は、児童が入部の要件を満たしているかどうか、児童と話し合いながら検討する。入部要件を満たしていると評価された場合は、寮担当者から、教務会で入部の意思表示（様子見）をする。
- ・入部の意思表示（様子見）があった児童については、翌週の教務会で入部の可否（承認）を決定する。但し、否となった場合は、様子見期間の延長を経て再協議（基本1週間後の教務会）もあり得る。
- ・入部はおおむね強化期間の前日までとするが、大会エントリー等可能な限り、寮担当と監督の話し合いのうえ、教務会で協議検討して可否を決定する。

【退部・休部の決定について】

- ・教務会で退部・休部の可否を決定する。

【退部・休部の要件】

- ・部活動所属中に無断外出をした場合は退部とする。
- ・その他、暴力行為や学院の決まりを著しく逸脱した場合など、退部・休部に値する行為があった場合は、教務会にて対応を協議する。
- ・日常生活で頻回なクールダウンを必要とした場合、教務会にて対応を協議する。
- ・観察寮に入寮して所属する部活動への復帰を希望する場合は、復寮後おおむね1ヶ月を経過した後教務会で協議をする。
- ・やむを得ず退部して他部活動への再入部を目指す場合は少なくとも退部後1ヶ月の生活状況を勘案すること、退部した部活動の関児協主催大会が終了後に教務会で協議をする。

【部活動の担当者・引率について】

- ・監督者会議は、原則部活動の主担当者が参加する。
- ・関児協の大会引率職員は、原則、部活動担当者（主担当・副担当）、分教室教諭1名、寮

長 1 名、副寮長 1 名とする。入部児童が少数名の場合は、引率職員は減になることもある。

【その他】

- ・寮担当と部活担当者は、部活動での生徒の様子を、児童記録（ファイルメーカー）や口頭で密に情報を共有していくこと。

（２）活動計画

- ①1 学期から 2 学期前半にかけて行う部活動は水泳部、バレー部、卓球部を開設する。
- ②それぞれの部活動は関東児童自立支援施設協議会主催の大会への参加を目標とする。
- ③複数の部活動への入部希望があり、活動期間が重複している場合は、大会日が早い部活動への入部を優先すれば各大会終了後に他部活動への移行は可能である。ただし移行する時は 1 週間程度のインターバルを取ることにする。
- ④今年度の冬季の部活動については活動前にお知らせする。
- ⑤入部希望があり、自分の生活態度、授業態度を前向きに取り組めている人は寮の先生に相談してください。

2. 活動期間

	期間（活動開始可能日～大会）	強化期間（大会前約 1 ヶ月）	
水泳部	5 月 21 日（水）～8 月 21 日（金）	7 月 23 日（水）～8 月 20 日（水）	
バレー部	8 月 22 日（金）～10 月 24 日（金）	9 月 22 日（月）～10 月 23 日（木）	
卓球部	9 月 12 日（金）～12 月 12 日（水）	11 月 13 日（木）～12 月 11 日（木）	
	活動期間と目標	活動時間と場所	
音楽部	・ 1～3 月 ・ ひなまつり会翌日まで ・ ひなまつり会での発表	・ 週 2～3 回 平日 15:15～16:30 ・ 場所は音楽室	
	主担当	副担当	分教室
水泳部	沖田	末武	鎌田
バレー部	井上	大城由	鎌田
卓球部	阿部	関	中村
音楽部	野澤	大城由・井上悠	

※適宜、他の教務課員も必要に応じて参加する。

	大会日	事務局	会場
関東少年水泳大会	8月21日 (木)	那須学園	日環アリーナ栃木
関東女子バレーボール大会	10月24日 (金)	ぐんま学園	ALSOK ぐんま総合スポーツセンター
関東少年卓球大会	12月12日 (金)	茨城学園	ひたちなか市総合運動公園総合体育館

※水泳部・バレーボール部・卓球部は希望者がなく、活動及び各大会への参加はなかった。

8. きぬ川新聞の発行

(1) 内容

きぬ川新聞とは原則毎月初日に発行する院内向け新聞である。行事予定、行事紹介、児童作文、児童作成記事を中心に、担当者がコラムやクイズなどを掲載している。

(2) 留意点

内容は自分のことにする。他人のことは書かない。

- ・他児の名前は書かない。書く場合は「Aさん」などイニシャル表記にする。
- ・略語や砕けた言葉、ら抜き言葉などは使わない。使われていた場合は修正する。
- ・難しい漢字以外はできるだけ漢字で書く。数字は漢数字を用いる。
- ・児童作文を載せる際は、公平を期すためその月ごとに先頭になる寮を変え、児童作文は各寮古い子順で載せる。
- ・下書きの段階で、各寮で内容と禁則処理の確認をする。

(3) 季刊誌「きぬがわ」

季刊誌「きぬがわ」はきぬ川新聞の一部を抜粋して児童の措置児童相談所並びに全国の児童自立支援施設に四半期ごとに発刊するものである。

令和7年度は行事紹介と生徒作文を掲載して発刊した。個人情報の保護の観点から、児童名はイニシャルに変え送付している。

9. 講堂講話

毎週金曜日、午前の授業終了後(12時10分～)、職員による10～15分程度の講話を行っている。自己紹介、趣味の話など、内容は各職員に任されている。また、同じ時間を使って、検定や行事の表彰、給食アンケートの結果報告などを行っている。

(1) 実施状況

日付	担当者（敬称略）	行事
4月11日	西田 調査課長	
4月18日	井上	
5月2日	石田	
5月16日	関	
5月23日	宇佐見	
6月6日	竹中 院長	心臓検診
6月13日	阿部	珠算検定（午前中）
6月20日	若林	1学期前半終了
6月27日	久保 庶務課長	第1回確認テスト
8月29日	笠井	
9月19日	瀬古	
10月3日	給食アンケート回答（檜山栄養士）	
10月24日	大城	
10月31日	射場	
11月14日	井上	珠算検定（午前中）
12月12日	岡谷	
1月23日	野澤	
1月30日	大金	
2月13日	蒲生	珠算検定（午前中）
2月20日	射場	第3回確認テスト
2月27日	笠井	
3月6日	鎌田	

10. 会議等

(1) 朝会

月曜日から金曜日までの毎朝、朝礼後に教務課室で行っている。参加者は院長・各課長・調査課職員・教務課職員・医務課職員・分教室教諭で、各寮・分教室から児童の状況報告や、各課から当日の職員の動きや予定について伝達している。

(2) 教務会

毎週1回を目安に行っている。参加者は調査課長・教務課長・教務課職員・調査課職員・医務課職員・分教室職員で、行事の立案や内容に関すること、部活動に関すること、時間割に関することについて検討や確認を行っている。

(3) 寮担当者会

必要に応じて主任寮長が招集し、議題について検討や確認を行っている。

令和7年度実績

5月16日	朝礼時の鞆置き場
6月11日	行事への保護者招待について
6月17日	観察寮の座布団について 特別宿日直者の対応（確認）
7月11日	こどもの様子の保護者への伝え方（確認）

(4) 副寮長会

毎月1回、衣類・給食・日用品に関することや行事の服装など、児童の日常生活に必要なことを中心に検討や確認を行っている。また、副寮長が担当する副寮長授業の内容や漢字検定に関すること、日々の児童支援の情報交換を行う時間にもなっている。

(5) 観察寮入寮児童について

①入寮会議

観察寮に児童が入寮した際、院長・調査課長・教務課長・担当寮長・観察寮長ほか関係職員が集まり、入寮までの経緯や入寮理由、復寮に向けどのような支援を行うか協議している。

②ケアプラン会議

観察寮入寮児童の経過確認と、復寮に向けた支援内容の詳細や復寮の時期について関係職員が集まり協議している。

Ⅲ. うの花分教室

さくら市立氏家中学校うの花分教室

第1 教育課程について

1. 教育課程編成に対する基本方針

- (1) 教育課程の編成にあたっては、日本国憲法、教育基本法、学校教育法、同施行規則、学習指導要領、県教委、市教委の示す教育方針に従う。
- (2) 施設内学校という特徴を十分考慮して、学院の施設設備、職員組織などを検討しつつ、教育目標の具現化を図るべく編成する。
- (3) 国立きぬ川学院との連携を十分に図りながら、学院と分教室の両者に一貫性が保てるよう教育課程編成には十分配慮する。
- (4) 生徒の実態を踏まえ、生徒一人一人の社会的な自立を目指して、個に応じた指導・支援の充実に努める。

2. 教育課程編成上の配慮事項

- (1) 全職員の共通理解のもとに教育課程を編成する。
- (2) 生徒の実態や特性を踏まえて、全ての教科を複数の職員で対応する。英語と数学の教科はTT方式で習熟度別学習を実施する。
- (3) 年間授業時数・授業時間及び年間授業日数
 - ① 各学年における「教科等の授業時数」は、学校教育法施行規則の改正により、標準授業時数1015時間の確保に努める。
 - ② 年間授業時数が不足している教科については、年間を通して標準時数が確保できるように定期的に見直し、授業交換等を行う。
 - ③ 授業時数の1単位時間45分を常例とし、週授業時数は29時間、年間35週を原則とする。但し、35週を下回って授業することができる。
- (4) 学校行事について
 - ① 多くの行事が寮を中心とした活動であり、中卒生も共に活動することから共催行事として実施している。分教室単独の学校行事は、定期テスト及び健康診断関係の行事だけである。
 - ② 共催行事の計画・立案は、きぬ川学院教官と分教室教員のそれぞれの担当者が協議しながら進めている。
 - ③ 全体の掌握を考慮して、きぬ川学院職員が指揮する形をとっている。

3. 教科・領域の時間配当

第1学年

区分	国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保健	技家	道徳	特活	総合	総時数
1学期17週	4	3	4	4	4	1	1	2	2	1	1	3	30
2学期18週	4	3	4	4	4	1	1	2	2	1	1	3	30
授業時数	140	105	140	140	140	35	35	70	70	35	35	105	1050

第2学年

区分	国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保健	技家	道徳	特活	総合	総時数
1学期17週	4	3	4	4	4	1	1	2	2	1	1	3	30
2学期18週	4	3	4	4	4	1	1	2	2	1	1	3	30
授業時数	140	105	140	140	140	35	35	70	70	35	35	105	1050

第3学年

区分	国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保健	技家	道徳	特活	総合	総時数
1学期17週	3	4	4	4	4	1	1	2	2	1	1	3	30
2学期18週	3	4	4	4	4	1	1	2	2	1	1	3	30
授業時数	105	140	140	140	140	35	35	70	70	35	35	105	1050

4. 年間授業日数

		月	火	水	木	金	小計
1学期	4月	3	3	4	3	3	16
	5月	3	4	4	4	5	20
	6月	5	4	4	4	4	21
	7月	2	3	3	3	3	14
	8月	0	0	1	1	1	3
	9月	3	5	4	4	4	20
	10月	1	1	2	2	2	8
	小計	17	20	22	21	22	102
2学期	10月	2	2	2	3	3	12
	11月	2	4	4	4	4	18
	12月	4	4	4	4	3	19
	1月	2	3	3	4	4	16
	2月	3	4	3	4	4	18
	3月	4	4	3	3	2	16
	小計	17	21	19	22	20	99
	合計	34	41	41	43	42	201

5. 学校行事、共済行事、学院行事

月	学校行事	共済行事	学院行事
4	腎臓検診（1次） 24日 歯科検診 30日	第1学期始業式 8日 開院記念行事 25日	観桜バーベキュー 8日
5	腎臓検診（2次） 15日 血液検査 25日	プール清掃① 9日 プール清掃② 12日 新体カテスト 20日 救命講習・水泳事前指導 27日	スポーツ大会 1日 アウトドア活動 4日 園遊会 30日
6	内科検診 5日 心臓検診 6日 眼科検診 19日 確認テスト 26日、27日	プール開き 3日 珠算検定 13日	
7		院内バレー大会 16日 ワックスがけ 11日、14日 水泳記録会① 29日	漢字検定 4日 外出行事 22日 氷水会 24日、31日
8		水泳記録会② 8日 院内水泳大会 27日	氷水会 7日 高卒認定会議 1日 夏祭り会 14日、15日 関東少年水泳大会 21日
9		珠算検定 12日 宿泊旅行 17日、18日	
10		運動会準備、説明 8日 運動会 9日 第1学期終業式 10日 第2学期始業式 16日	関東女子バレー大会 24日
11	確認テスト 27日、28日	社会見学 19日 珠算検定 14日 収穫祭 28日	高卒認定試験 2日、3日 漢字検定 7日 関東少年文化祭 12日
12		院内卓球大会 16日 ワックスがけ 19日、22日 スキー事前指導 23日	関東少年卓球大会 12日 クリスマス会 24日 餅つき 26日
1		新春席書会 9日 駅伝大会 15日 スキー教室① 19日 スキー教室② 29日	年賀式 1日 新春会 6日
2	確認テスト 19日、20日	宿泊スキー 16日、17日 珠算検定 13日	漢字検定 6日
3		ひな祭り会 3日 研究発表会 13日 修了式 24日 離任式 31日	院内バド大会 17日

6. 学校行事予定表

内 容	行 事 名	1 学年	2 学年	3 学年
儀礼的行事	始業式	2	2	2
	終業式・修了式	2	2	2
	小計	4	4	4
文化的行事	関東文化祭	6	6	6
	ひな祭り会・準備	6	6	6
	小計	12	12	12
健康安全・体育的行事	スポーツ大会	[2]	[2]	[2]
	バレーボール大会	[2]	[2]	[2]
	新体力テスト	2	2	2
	プール開き	2	2	2
	水泳大会	[4]	[4]	[4]
	運動会	6	6	6
	卓球大会	[2]	[2]	[2]
	駅伝大会	[2]	[2]	[2]
	スキー教室①	[6]	[6]	[6]
	スキー教室②	[6]	[6]	[6]
	スキー教室③	[12]	[12]	[12]
	バドミントン大会	[4]	[4]	[4]
	小計	10 [40]	10 [40]	10 [40]
旅行・集団宿泊的行事	開院記念羽黒山登山	6	6	6
	宿泊学習	12	12	
	修学旅行			12
	夏色遠足	⑥	⑥	⑥
	社会見学	⑥	⑥	⑥
	小計	18 ⑥⑥	18 ⑥⑥	18 ⑥⑥
勤労生産・奉仕的行事	プール清掃	2	2	2
	ワックスがけ	4	4	4
	小計	6	6	6
	合計	45 [40] ⑥⑥	45 [40] ⑥⑥	45 [40] ⑥⑥

[] は、体育扱い ○は社会扱い ○は理科扱い

7. 教育課程表

ア 令和7年度教育課程表〔1〕

教科 領域	内容領域	時間配当					
		第1学年		第2学年		第3学年	
	国語	話すこと、聞くこと 書くこと 読むこと 伝統的な言語文化と国語の鑑賞 書写	15 30 53 22 20	140	15 30 53 22 20	140	11 20 48 16 10 105
	社会	地理的分野 歴史的分野 公民的分野	60 45	105	60 45	105	40 100 140
	数学	数と式 図形 関数 資料の活用	63 38 25 14	140	29 38 21 17	105	55 51 23 11 140
	理科	生命 地球 物質 エネルギー 環境	28 24 28 25	105	39 30 34 37	140	23 22 29 36 30 140
	音楽	表現 鑑賞	35 10	45	26 9	35	27 8 35
	美術	表現 鑑賞	38 7	45	30 5	35	30 5 35
	保健 体育	体作り 器械運動 陸上競技 水泳 球技 武道、ダンス 体育理論 保健	8 6 7 10 9 18 4 8	70	8 6 7 10 9 18 4 8	70	8 6 7 10 9 18 4 8 70
	技・ 家	技術と物作り 生活の自立と衣食住 情報とコンピューター 家族と家庭生活	35 35	70	35 35	70	35 35 70
	英語	聞く・話す 読む 書く	61 40 39	140	54 39 47	140	47 46 47 140

イ 令和7年度教育課程表〔2〕

教科 領域	内容領域	時間配当					
		第1学年		第2学年		第3学年	
	道徳	自分自身に関わること 7 他人との関わり 7 集団や社会との関わり 1 4 自然や崇高なものとの関わり 7	3 5	7 7 1 4 7	3 5	7 7 1 4 7	3 5
特別活動	学級活動	1 学級や学校生活における生活づくりへの参画 7 2 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 1 0 3 一人一人のキャリア形成と自己実現 1 8	3 5	8 1 3 1 4	3 5	6 1 4 1 5	3 5
	学校行事	儀礼的行事 4 文化的行事 1 2 健康安全・体育的行事 10 旅行・集団宿泊的行事 (40) 勤労生産・奉仕的行事 1 8 6	50 (40)	4 1 2 10 (40) 1 8 6	50 (40)	4 1 2 10 (40) 1 8 6	50 (40)
	総合的な学習		1 0 5		1 0 5		1 0 5

第2 うの花分教室経営について

1. 教育目標

(1) 基本目標

知育・徳育・体育の調和を図り「豊かな心を持ち、たくましく生きる」生徒を育てる。

(2) 具体目標

- 学業に全力を尽くす生徒
- 情操豊かで思いやりのある生徒
- 健康で気力ある生徒
- 進んで働く生徒

(3) 分教室像

- 生徒の個性を生かし、わかる授業を実践する分教室
- 自己を再発見し、自己実現が果たせる分教室
- 心身共に健康で、活力のある分教室

(4) 教職員像

- 「師弟同行」「率先垂範」のできる教職員
- 表情豊かで勢いのある教職員
- 自己研修に励む教職員
- 危機管理ができる教職員

2. 分教室経営の方針

常に「共に」を意識した実践力のある教職員が、明るく組織的な協力体制の下、活気と連帯感に満ちた中で、温もりと厳しさをもって生き生きとした分教室づくりに努める。

(1) 組織体としての調和を図り、使命感と責任感のみなぎる分教室体制の確立に努める。

- 教育目標を実現するための共通理解と協働
- リーダーシップの発揮
- 研修の充実とモラルの高揚
- 生徒との人格的なふれあいの重視

(2) 一人一人を生かす学習指導を推進する。

- 指導内容の厳選と基礎・基本の定着
- 自己表現力の育成
- ティーム・ティーチング（TT）の指導の充実

(3) いきいき栃木っ子3あい運動の趣旨を生かし、情性の涵養に努める。

- 豊かな人間関係の醸成

(4) 自分で考える力を育成し、温もりのある生徒指導の充実に努める。

- 自己決定力と責任感の育成

- 自己肯定感の育成
- 教育相談の充実
- (5) 生徒一人一人の個性を生かし、よりよい自己実現の図れる教育活動を推進する。
 - 体験活動の重視 ○進路指導の充実 ○部活動の充実
- (6) 教育環境の整備・充実を図り、豊かな情操を育成する。
 - 学校教育備品等の整備・充実と活用
 - 環境の美化・緑化の推進
 - 汗して働くことの快さ、喜びを体験する活動の推進
 - 安全危機管理の徹底
- (7) 学院及び前籍校（指定校）・関係諸機関との連携を密にする。
 - 学院との連携
 - 前籍校（指定校）・関係諸機関との連携

3. 本年度の努力点

【学業に全力を尽くす生徒】

- (1) 一人一人の実態をもとに、基礎的・基本的内容の定着を図る授業の実践
- (2) 一人一人の学習意欲を高めるとともに、学び方の習得を図る指導法の工夫と実践
- (3) 生徒と教師のふれあいを大切にした授業の推進
- (4) 総合的な学習の時間の推進
- (5) 適切な進路を選択する能力の育成

【情操豊かで思いやりのある生徒】

- (1) 心の通い合う学級経営の確立
- (2) 読書指導の充実による豊かな心の育成
- (3) いきいき栃木っ子3あい運動の推進

【健康で気力ある生徒】

- (1) 学校行事への主体的参加
- (2) 体力づくりと学校保健安全指導の充実

【進んで働く生徒】

- (1) 奉仕する心と進んで働く生徒の育成

4. 具体的な実践内容（努力点達成のための具体策及び実践内容）

教育 目 標	目指す生徒 像	努力点	具体策	実践内容

学業に全力を尽くす生徒	・目標をもって学習する生徒 ・正しい判断で行動する生徒	(1) 一人一人の実態をもとに、基礎的・基本的内容の定着を図る授業の実践 (2) 一人一人の学習意欲を高めるとともに、学び方の習得を図る指導法の工夫と実践 (3) 生徒と教師のふれあいを大切にした授業の実践 (4) 総合的な学習の時間の推進 (5) 適切な進路を選択する能力の育成	①基本的な授業態度 ・学習習慣の形成 ②学習形態の工夫 ③個に応じた指導の充実（T・Tを含む） ④総合的な学習の時間の充実 ⑤進路指導の充実 ⑥進路情報の提供	○自ら学ぶ学習態度の育成と基礎・基本の定着 ア 基本的な授業態度の徹底 ・さわやかなあいさつの励行 ・気持ちのよい返事 ・しっかりした学習姿勢 ・場に応じた態度や言葉の使い方 イ 基礎学力の習得を目指した学習の実践 ・基本的な読み・書きの力の育成 ・基礎的な考える力の育成 ア 基礎・基本の定着を目指した学習の実践 ・主体的学習態度を育成するための指導法の工夫 ア 一人一人に応じた丁寧な授業の展開 ・一人一人を生かす指導法の工夫 ア 手芸や緑化・生産活動などの体験的な学習の実践 ・クロススティッチング ア 学級活動における進路指導の実践 ・将来に向けての自己像の形成 ・進路に関する幅広い知識の習得 ・進路相談 ア 国立きぬ川学院・指定校等との連携と共有化
--------------------	---	---	---	--

情 操 豊 か で 思 い や り の あ る 生 徒	・ 礼儀正しく、規律ある生活ができる生徒 ・ 自らを謹み、他を優しく思いやる生徒	(6) 心の通い合う学級経営の確立 (7) 読書指導の充実による豊かな心の育成 (8) いきいき栃木っ子3あい運動の推進	①基本的な生活習慣 ・ 態度の育成 ②道徳教育の充実 ③教育相談の充実 ④生徒指導の充実 ⑤生命尊重・人権尊重の教育の充実	○心の教育の推進 ア 礼儀・言葉遣い・身だしなみの指導の徹底 イ 時と場に応じた態度の育成 ア 思いやりの心や的確な判断力の醸成 ・ 自分を大切にする心の育成 ・ 他を認め敬う心の育成 ・ 互いに支え合う心の育成 イ きまりを守る指導の徹底 ア 信頼感を深める教育相談の実践 イ 生徒の内面に対する理解 ア 情報の共有化による歩調を合わせた指導の徹底 ・ 会議の目的の明確化 ・ 教員会の活性化 イ 学級の枠を超えた協力体制の確立 ・ 分教室報告の活用 ・ 朝会における情報の交換 ア 自分を大切にする指導の徹底 イ 全教育活動を通しての「命の大切さ」の指導の徹底 ウ 一人一人のよさを認め、個性を尊重する指導の実践
--	--	---	--	---

健康で 気力 ある 生徒	・心身を鍛え、病气やけがをしない生徒 ・困難にくじけない生徒	(9) 学校行事への主体的参加 (10) 体力づくりと学校保健安全指導の充実	①国きぬ川学院との連携 ②健康安全指導の充実	○充実した日々を送るための健康に保持・増進 ア 体育的行事への積極的な参加 イ 講師の依頼 ア 教科体育における自ら学ぶ態度の育成 イ 体と健康に関する授業の実践 ウ 性に関する授業の実践 エ 薬物、たばこ、飲酒に関する授業の実践
進んで 働く 生徒	・自然を愛し、汗を流して働く生徒	(11) 奉仕する心と進んで働く生徒の育成	①作業を取り入れた学習の実践	○体験的な学習を通しての勤労意欲の高揚 ア 除草活動と花壇の整備 イ 清掃活動

第3 学校の形態及び職員体制について

1. 学校の形態

(1) 学校の形態は、分教室。

学校教育実施に關しての基本的な考え方の中で、「教員免許状を所有しているきぬ川学院指導職員の協力が得られること、また、学院職員が学校教育に多く携わることにより、生徒の実態に応じた指導がより可能になるとの理由で分校ではなく分教室方式にする。」としている。

(2) 原則1・2年生複式学級、3年生単学級の2学級編成である。

国立きぬ川学院に入所してくる生徒は、怠学、不登校といった学校拒否が顕著であり、通常の授業では対応できないため、少人数の学級編成（定員12名）を行っている。令和7年度は、3年生が3名、1年生が1名在籍でスタートした。

2. 教員数について

4月スタート時点で、1・2年生クラス1学級、3年生クラスが1学級の編成となる。本校の学級数との関係から教員定数が決定する。今年度は教員定数3名。

(1) 中学校教員7名

（教諭5名（再任用教諭含む）、非常勤講師＜スマイルプロジェクト＞1名、免外解消非常勤講師1名）

(2) 国立きぬ川学院兼務職員2名

（さくら市公立学校教員として県教委より兼務辞令を受けた学科担当職2名）

(3) 学院雇用非常勤講師1名

(4) 担当教科は、中学校教員が国語、社会、数学、理科、英語、保体、美術を、兼務職員及び学院職員が音楽、技術・家庭を主として担当している。

(5) 個に応じた指導、安全面を考慮し、学院職員の協力によってティーム・ティーチングで授業を展開している。

3. 教科指導

(1) 学習指導の基本的方針

○ 一人一人の成長は、きぬ川学院の個別支援の中で行われるので、分教室で指導すべきことは、主に学習の場面に限られる。

○ 教室内で起きた問題は、分教室で解決しているが、きぬ川学院の生活の中心は寮であるため、学院（寮舎・教務課）と分教室が連携して指導・支援にあたっている。

○ 各教科とも、能力差や安全面・生徒指導面を考慮して、分教室教員と学院職員がTTで対応している。

○ 音楽は、きぬ川学院で雇用している職員が担当し、分教室教員と学院職員がT2で授業

に入っている。

- 保体は、安全面・生徒指導面を考慮して、分教室教員・学院職員（教務課職員・寮担当者）が複数で対応している。

4. 教科以外における学習指導について

うの花分教室で学習指導を充実させるため、5教科以外の学習の指導・支援においてあるものとして次のようなものが挙げられる。

① 朝の読書指導

県が行っている学校教育における読書活動推進を受けて、朝の15分間の自習時間に読書の時間を設けている。生徒に読書の習慣を形成させるとともに生徒の豊かな心を育てることなどを目的としている。

② 総合的な学習の時間に珠算を履修

総合的な学習の時間に珠算を取り入れて、日常生活に必要な計算力の向上を図っている。繰り返し練習することで集中力も高まってきている。年3回の珠算検定を受検することにより、目標とし学習意欲を高め将来に役立てる力を培うなど教育的効果もある。

③ 受験対策学習

高校受験を予定している生徒に対して、放課後の時間を使って、1時間程度、受験指導を行っている。

受験者全員ではなく、意欲が十分にあり寮が必要と認めた生徒に限られる。学習態度は前向きである

④ 通知票での工夫

学習への取り組みを単に数字で評価するだけでなく、生徒にやる気や意欲を持たせるために全の教科において、教科担任が通知票にアドバイスや激励のコメントを付け加えている。

⑤ 学習個人カードの作成

生徒の学習への取り組みの様子やテスト結果から見た学習状況及び習熟度を生徒毎の学習個人カードを作成して報告する。寮長と連携し協力することによって、生徒への教育効果をより向上させるために3回長期休業前に作成している。

第4 その他

1. 卒業の取り扱いについて

生徒が児童自立支援施設内の中学校（さくら市立氏家中学校）を卒業することが、将来、本人にとって不利益になることも想定されるため、卒業証書は原則として入所前に在籍していた中学校（指定校）からの授与としている。

- ① 学籍異動日については、指定校と協議して決定している。例年、卒業認定会議に間に合うよう1月に学籍異動を行っている。ただし、本人は引き続き、国立きぬ川学院で生活し

ていくことになるので、書類上の異動のみである。

- ② 卒業証書授与式の日時については、指定校ときぬ川学院とで協議して決定し、国立きぬ川学院にて、直接、生徒に授与する形をとっている。

2. 進路（高校進学を希望する生徒の扱い）について

毎年、数名が高校へ進学しているが、その全員が地元の高校に進学している。例年、出願前には指定校へ学籍を異動し、指定校から出願している。

○願書～国立きぬ川学院、保護者、指定校、児相が連携・連絡を図りながら作成している。

○調査書～うの花分教室と指定校が連携を図りながら、指定校で作成している。調査書を記入する際の参考資料として、必要事項（各教科の評定、特別活動の記録、行動の記録など）を指定校に掲示している。但し、調査書の内容の最終的な判断は指定校に委ねている。

IV. 調査課

調査課は、こどもの入退所、調査及び家庭環境の調整に関することや、こどもの自立支援に関する調査及び研究、統計報告、図書の編纂、資料の収集などの業務を行っている。

1. こどもの入所・退所

(1) こどもの入所

児童相談所から入所の相談があった場合は、調査課を中心に各課長等関係者による「入所調整会議」において、児童福祉法、こども家庭庁設置法等の関係法令等により、入所の適否を判断している。その際、国立施設としての役割である「特に専門的な指導を要する児童」の支援という点を十分考慮した上で、当該のこどもの特性、生育歴や家庭及び医療等の状況、寮舎等の状況を精査し、総合的かつ組織的に判断している。

また、児童相談所からの入所打診の際に、当院から児童相談所へこどもに関する情報を記入する児童調査票を送付し、記入・返送してもらい、よりスムーズで的確な情報のやりとりができるよう心がけている。

なお、当院は強制的措置を執りうる機能を有する児童福祉施設であり、こどもの行動の自由を制限できる設備（施錠できる個室）を有する。強制的措置は、自傷他害のおそれがあるなど開放的支援では対応が困難なこどもに対して、家庭裁判所の決定を受け、組織的判断に基づき必要最小限の範囲で執り行うものである。

(2) こどもの退所

児童相談所が策定した援助指針にのっとり、自立支援計画票を策定し、毎月当院で開催されるケース検討会議で入所後1か月、4か月、8か月、1年（以降も4か月ごと）の時点でアセスメントを行い、支援内容や目標の見直し等を行いながら退所の調整あるいは措置変更等の必要性について協議を行っている。

退所にあたっては児童相談所と連携し、家庭復帰が可能なこどもについては家庭、原籍中学校、地域関係機関等と十分な調整を行い円滑な復帰を目指している。また、家庭復帰が望めないこどもについても、受け入れ先となる自立援助ホームや障害のグループホームなど関係機関等と、綿密な協議を重ねた上で調整を行っている。

2. 各課・関係機関等との連携

(1) 他課との連携

こどもへの支援について、他課・分教室と連携して適宜協議を行っている。

① 観察寮入寮協議（観察寮を使用する場合や入寮中の支援内容等を協議する）。

- ② 支援票会議（定期的に行う自立支援計画票の目標設定や見直し等の協議を行う）。
- ③ ケース検討会議（退所申請や支援困難になっているケースについて協議する）。
- ④ 入所調整会議（入所の適否を決定する会議）。
- ⑤ 新入生説明会（新入生の受け入れを行った際に、職員、教員等に対して新入生のアセスメント状況を説明する）。

その他、調査課職員が授業や部活動へ参加することで、こどもの様子を知ることができ、関係機関への連絡等の際にこどもの様子等を伝えることに役立っている。

（２）関係機関との連携

① 児童相談所

当院に入所するこどもは、児童福祉法第２７条第１項第３号若しくは第２７条の２の規定により児童相談所から措置されたこどもである。したがって、基本的に措置権者である児童相談所を通じて家庭や原籍中学校、家庭裁判所、在籍していた若しくは退所先となりうる児童福祉施設等との連絡・調整等を行っている。

こどもの支援については入所時から退所時、退所後と連携を図っている。特に入所中は自立支援計画票に基づいて、相互間で自立に向けての支援内容の確認や調整を行っている。また、当院主催の行事や研修会等への参加の働きかけ、児童福祉司や児童心理司等との面会、協議等により相互理解に努めている。なお、日本国内において新型コロナウイルスへの感染が確認された令和２年以降、リモート機器の活用による協議や面会が可能となった。

② 家庭裁判所等

家庭裁判所は、少年調査記録の受領や送付、抗告の手続き、援助依頼書や照会書への回答、強制的措置の再申請での調査や審判等において、当院との接点が多い。

なお、東京家庭裁判所主催の「児童福祉機関と東京家庭裁判所との連絡協議会」及び宇都宮家庭裁判所主催の「少年関係機関との連絡協議会」へ出席して意見交換を行った。

また、裁判所職員総合研修所研修生（家庭裁判所調査官補）の見学及び質疑応答に応じて強制的措置に関する理解を深めていただいた。

③ 学校

当院における施設内学校として、平成１３年度より「さくら市立氏家中学校うの花分教室」を開設している。

同分教室は各こどもの原籍校と連携して、学籍異動や就学の事務手続、進学希望者（過年度受験希望者を含む）に対する進路指導に必要な情報の提供や依頼等を行っている。

なお、年間数件ではあるが小学生年齢のこどもの入所打診があるため、今後は小学校教育導入に向けての検討を視野に入れる必要がある。

④ 少年院等

こども家庭庁支援局家庭福祉課（以下、「家庭福祉課」という。）を通じて、少年院等との交流研修を計画的に企画・実施している。

少年院や少年鑑別所と児童自立支援施設において相互の処遇方法や処遇内容について、現場実習を通し実体感する貴重な機会であり、意見交換会も行っている。

⑤ その他の関係機関

こどもが以前入所していた児童自立支援施設や児童養護施設等、退所先としての自立援助ホーム等のほか、退所する地域の警察署、市町村（福祉事務所）、通院先病院、ハローワーク、職場等と必要に応じて連絡を取り合い、情報を共有するなど連携を深めている。

なお、令和3年度より東京都社会福祉協議会児童部会が主催している「児童自立支援施設と児童養護施設・自立援助ホームとの意見交換会」に参加しており、その中で当院の概要を説明するとともに、児童自立支援施設入所中のこどもで退所後の家庭復帰が難しいケースについて、児童養護施設への措置変更の可能性を促した。

3. 家庭支援

特に家族との関係を改善する必要があるこどもについては、自立支援計画票を活用し、家族の意向も踏まえた親子関係再構築支援を行っている。必要に応じて家族調整室の利用、面会などの調整を行っている。

4. 行動上の問題や無断外出等の対応

強制的措置を執行した場合、調査課がマネジメントを行い、必要に応じて第三者委員や家庭福祉課との情報共有を図っている。また、全てのこどもに対して年間2回「学院生活についてのこどもアンケート」を実施し、第三者委員にも対応いただいている。その他2月に1回「生活アンケート」を行い、こどもの心情のモニタリングを行っている。

また、無断外出については、令和7年度は4件（延べ4人）発生した。なお、4件とも即日保護され帰院しており、外出中の非行事実はなかった。

5. アフターケア

退所したこどもに対するアフターケアについては、こどもや保護者等との電話や手紙、メールでのやりとり、また、当院職員が退所先や学校、児童相談所、職場等に出向き、支援や調整を行うこともある。

6. 予後調査に関すること

児童相談所の協力により定期的な予後調査（退所後3か月、6か月、1年、2年）を実施

し、退所後のこどもや家庭の様子等の把握に努めている。

7. こどもの権利擁護

こどもの権利を擁護するために最も大切なことは、日ごろのこどもとの関係性を大切にするという認識のもと、悩み等があった時にこどもが話しやすい関係を職員自身が作っておくこと、コミュニケーションを通して、こどもの些細な変化等を感じ取ることが大切だと考えている。一方、直接職員へ伝えることが難しい場合も想定されることから、以下のような仕組みを整えている。

【苦情解決の仕組み】

① 入所時に、こどもの権利ノート「学院生活のしおり」を配布入所時に学院生活の説明、苦情解決の仕組み等について説明している。

② 意見箱を設置（院内6か所）

こどもが自身の考えや意見、悩み、苦情等を表明しやすくするために、学習棟2か所、交替寮2か所、治療棟1か所、給食棟1か所に意見箱を設置している。

令和7年度に意見箱へ投函された意見は4通で、意見の内訳は、生活関係、部活動関係、食事関係、クラス・進路関係であった。意見への対応は、管理職面接で回答している。なお、令和7年度末に、意見箱投函用紙を各こどもに配布して、必要な時に投函できるように改善した。

③ 「生活アンケート」（2か月に1回）

こどもの生活状況（特に性的問題やいじめ等）を把握するために、2か月に1回実施している。回答の内容により必要に応じて、調査課長、教務課長による面接を実施している。

④ 第三者委員立ち会いによる「学院生活についてのこどもアンケート」（年2回）

こどもに学院生活で困っている・悩んでいること、また、楽しいこと等を詳細に聞くアンケート。実施後すぐに第三者委員に確認してもらい、気になる案件については第三者委員の助言をもとに対応している。

⑤ 「こどもの権利擁護委員会」（年2回）

第三者委員に対して意見箱・アンケート結果・こども面接、強制的措置の使用状況等を詳細に報告している。

令和7年度においては、令和7年10月、令和8年3月の計2回、各委員が学院に参集し開催した。

8. 委員会等

（1）こどもの権利擁護委員会

学院に入所しているこどもの権利擁護を推進するとともに、こどもからの苦情解決に向けた

助言などを行い、施設での安心した生活を営めるようこどもの自立支援を図ることを目的として設置している（年２回 ※上記 7. ⑤参照）。

意見箱、アンケートの対応・こども面接や強制的措置の使用状況等の報告を行い、第三者委員より助言・支援をいただいている。

第１回 令和７年１０月２９日（水）

第２回 令和８年 ３月２３日（月）

委員 木 島 治 代（元児童福祉施設職員）

小 林 和 弘（元中学校長）

中津原 なおみ（民生委員主任児童委員）

横 山 幸 子（弁護士）

議題 ○国立きぬ川学院の現況について

○令和７年度（上半期・下半期）国立きぬ川学院の主な取組について

○観察寮使用状況について

○苦情解決状況結果報告について

○こどもアンケート結果報告について

○食中毒感染症疑いの発生について

○ヒヤリハット事案について

９．視察、見学等

令和７年度の視察、見学等の人数は、１回の申込みで３５名を上限とし、３６団体（５０６名）を受入れた。なお、来院した団体としては、民生児童委員、更生保護女性会、矯正施設関係者、警察関係者、児童福祉関係者、大学生等であった。

１０．研修生、養成部生、実習生等の受入れ状況

【国立武蔵野学院附属人材育成センター研修】計６４名参加

新任施設長研修 後期 １０月２１日～２３日（２２名）

新任職員研修短期実習コース④ ６月 ３日～ ６日（６名）

新任職員研修短期実習コース⑤ ６月１７日～２０日（６名）

新任職員研修短期実習コース⑥ １１月２５日～２８日（４名）

新任職員研修短期実習コース⑦ １月１３日～１６日（４名）

新任職員研修短期実習コース⑧ １月２７日～３０日（５名）

中堅職員研修短期実習コース １２月 ９日～１２日（４名）

中堅職員研修＜コースⅠ＞ ９月 ２日～ ５日（１３名）

【国立武蔵野学院附属人材育成センター養成部生】

夏期前半	6月30日～	7月 7日（5名）
夏期後半	7月10日～	7月17日（5名）
秋期前半	9月29日～	10月10日（4名）
秋期後半	10月27日～	11月 7日（5名）

※夏期と秋期で1セットの実習。

【大学実習生】

国際医療福祉大学	6月 9日～	6月27日（社会福祉士実習1名）
東京家政大学	2月16日～	3月18日（社会福祉士実習1名）
十文字学園女子大学	2月19日～	3月 6日（保育士実習1名）
国際医療福祉大学	2月24日～	3月 5日（社会福祉士実習2名）

1 1. 研修

（1）性的虐待等相談支援事業

当事業は平成28年度に創設されてから、社会的養護関係機関が直面している性的な問題への対応、実践的な知見の集積と共有の必要性、特に施設に入所することもが適切に支援を受けられるよう、効果的・効率的な専門研修のあり方を検討しながら施設職員等を対象とした研修を行っていくものである。

国立施設として、施設の取組みや支援方法に関する相談支援や、社会的養護関係職員を対象とした性的虐待等に関する専門研修を適時開催すべく対応している。

令和5年度は、社会的養護関係機関向けに、青島多津子医師による「子どもの心を理解するために～彼らは被害体験をどうのりこえたか」の講演（後日配信）を開催した。令和6年度は、心理連絡会及び院内職員研修として、富田拓医師による、「行動の問題を抱える子どもの精神医学」に関する研修を行った。

(2) 職員の研修参加状況

令和7年度 職員研修 派遣一覧表

区分	主催	名称	開催場所
児童自立支援施設職員研修	全児協	施設長会議	愛知県
		児童自立支援施設職員研修会	鳥取県
	関児協	自立支援専門員研究会	埼玉学園
		生活支援員研究会	横浜家庭学園
		合同研究会	誠明学園
		心理職研究会	武蔵野学院
		教育活動等研究委員会(年長児部会)	ぐんま学園
		施設内学校と施設との連絡会議	ぐんま学園
	武蔵野学院附属人材育成センター	新任施設長研修	武蔵野学院、きぬ川学院
		スーパーバイザー研修	武蔵野学院
		中堅職員研修Ⅰ(性被害の理解と支援)	きぬ川学院
		中堅職員研修Ⅱ(子どもの想いをとらえる養育とは)	武蔵野学院
		中堅職員研修Ⅲ(子どもがもつ家族像と退所に向けたソーシャルワーク)	武蔵野学院
		中堅職員研修 実習コース	武蔵野学院、きぬ川学院
		新任職員研修	武蔵野学院、きぬ川学院
		新任職員研修(実習コース)	武蔵野学院、きぬ川学院
		連続事例検討セミナー(参集+オンライン)「ケースカンファのあり方」	武蔵野学院
		研修指導者養成研修	武蔵野学院
関連研修	司法面接研究会	司法面接研修	オンライン
	全社協	ファミリーソーシャルワーク研修	ロフォス湘南
こども家庭庁、法務省	少年院等交流研修	少年院	青葉女子少年院、東日本少年矯正医療・教育センター

V. 医務課

国立きぬ川学院の医務課における業務は、主に２種類ある。１つは子どもの激しい行動化や医療的支援が必要な際に使用する観察寮（強制的措置室・個別支援室）の管理・運営であり、もう１つは子どもの心身の健康の維持・管理である。

１．観察寮業務の概況

（１）強制的措置室の運営

強制的措置とは、自傷・他害など行動上の問題があった児童、無断外出をした児童、精神的に不安定で普通寮での集団による生活指導を行うことが困難な児童を対象に、一時的に行動の自由を制限した上で個別的な支援を行うための措置である。支援は、刺激を制限された観察寮の強制的措置室を用いて行われる。強制的措置を執行するためには、本院入所前に、家庭裁判所で強制的措置許可決定を受ける必要がある。令和７年度は、在籍した児童１７名のうち１５名が強制的措置許可決定を受けていた。

令和７年度の強制的措置室の使用状況、および近年と対比は以下の通りである。

表３－１ 強制的措置室の使用件数およびのべ日数 年度間比較

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実施件数	36	35	14	17	17
実児童数	7	12	6	5	11
延べ日数	201	331	104	195	130

表３－２ 強制的措置室の入室理由別使用件数 年度間比較

入室理由	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
無断外出(未遂含む)	0	5	3	2	3
暴言・暴力(職員への反抗)	25	14	1	7	6
精神不安定(日課拒否)	5	6	7	2	1
他児とのトラブル	0	1	0	0	0
その他の問題行動	0	2	0	0	5
クールダウン(夜間使用含む)	4	2	2	6	0
その他(疾病等)	2	2	1	0	2
計	36	32	14	17	17

令和７年度の強制的措置室の使用状況は、令和６年度と比べて実施件数は同じであったが、実

児童数は増加した。実児童数のうち、半数近くは新入生であった。令和7年度は入所児童が前年度に比べて増加したことと関係していると考えられる。ただ、強制的措置室を長期に使用する児童は少なかったため、延べ日数は令和6年度に比べて減少している。

令和7年度の強制的措置室の入室理由別使用件数では、「暴言・暴力（職員への反抗）」が最多だったが、これは例年と同様の傾向である。

（２） 個別支援室の運営

寮集団から一時的に離れた場所で生活することが望ましいが、強制的措置の適用には該当しない場合に使用されるのが個別支援室である。使用例としては、「感染症拡大リスク低減のための隔離」「入院前後の医療的フォロー」「性的問題行動発生時の子ども間の距離の確保」「静かな環境で安眠させるため、夜間就床に用いる」などがある。令和7年度の使用状況、および近年との対比は以下の通りである。

表 3－3 個別支援室の使用件数およびのべ日数 年度間比較

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施件数	26	27	72	15	5
実児童数	4	8	5	3	2
延べ日数	65	182	212	194	6

表 3－4 個別支援室の入室理由別使用件数 年度間比較

入室理由	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
無断外出(未遂含む)	0	1	0	0	0
暴言・暴力(職員への反抗)	0	0	0	1	0
精神不安定(日課拒否)	0	0	0	1	1
他児とのトラブル	0	0	0	0	0
その他の問題行動	2	7	0	0	0
クールダウン(夜間使用含む)	23	14	68	13	0
その他(疾病等)	1	5	4	0	4
計	26	27	72	15	5

令和7年度の個別支援室の使用状況は、実施件数、実児童数、延べ日数いずれにおいても例年と比べてかなり少なかった。これは、個別支援室を利用する児童が少なかったことや、長期に使用する児童がいなかったことが理由と考えられる。

令和7年度の個別支援室の入室理由別使用件数では、「その他（疾病等）」が最多だったが、4件とも同じ児童で、休息のために数時間だけ利用したものである。

（3）「強制的措置に関するガイドライン」に沿った強制的措置室の運営

平成28年に8月に施行され、令和5年4月に一部改訂された「強制的措置に関するガイドライン」（国立武蔵野学院・国立きぬ川学院）に基づいて観察寮の運営を行っている。やむを得ず強制的措置（室）による支援をおこなう場合は、できる限り児童にその理由を丁寧に説明している。

入室後も、関係職員が定期的にカンファレンスを行い、児童の様子、支援の目的や意図、児童への介入の反応と効果、復寮のタイミングなどについて共有をはかり、ケアプランを随時見直しながら支援にあたった。

2. 医療の概況

（1）精神医学的診断

令和7年度に在籍した児童17名の入所時の精神医学的診断の内訳と、各診断が令和7年度在籍児童に占める割合については、表3-5の通りである。

表3-5 令和7年度 入所時の精神医学的診断

診断名	件数	割合(%)
注意欠如・多動症(ADHD)	9	52.9%
心的外傷後ストレス障害(PTSD)・複雑性PTSD	9	52.9%
愛着障害(反応性愛着障害、脱抑制型対人交流障害含む)	6	35.2%
境界知能・軽度知的障害	6	35.2%
素行症	6	35.2%
自閉症スペクトラム症(ASD)・疑いを含む	5	29.4%
反抗挑戦性障害(反抗挑発症)	3	17.6%
睡眠障害(睡眠時驚愕症、不眠障害含む)	1	5.8%
起立性調節障害	1	5.8%

令和7年度は、在籍児童17名のうちおよそ2人に1人が、「注意欠如・多動症（ADHD）」あるいは「心的外傷後ストレス障害（PTSD）・複雑性PTSD」またはその両方の診断を受けていた。

（2）院内診察および面接、院外受診の状況

本院には3名の非常勤医師が勤務しており、3名が月2回ずつ来院し、院内で診察および面接を行っている。一方、子どもの急な体調不良や眼科、整形外科、婦人科などの診察については、近隣の医療機関へ通院している。令和7年度の医師による院内診察・面接件数および近年との対

比は表３－６に、令和７年度の院外受診件数および近年との対比は表３－７に示した。

表３－６ 院内診察・面接件数（延べ人数） 年度間比較

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計 (件)
令和3年度	24	21	22	16	19	18	13	18	20	18	25	21	235
令和4年度	20	22	22	22	18	21	21	30	20	29	29	28	227
令和5年度	17	20	19	21	21	16	15	16	18	18	18	14	209
令和6年度	18	16	18	20	16	15	13	16	16	16	18	17	199
令和7年度	13	13	20	20	20	20	7	16	19	13	12	16	189

表３－７ 院外受診件数（延べ人数） 年度間比較

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計 (件)
令和3年度	6	5	8	6	9	8	23	16	7	4	10	2	105
令和4年度	3	3	8	5	4	3	8	11	29	7	6	11	81
令和5年度	7	5	6	5	3	6	4	5	7	4	2	4	58
令和6年度	1	4	5	4	3	8	3	3	3	4	1	5	44
令和7年度	3	4	3	4	8	1	1	7	2	7	10	6	56

令和７年度の医師による院内診察・面接件数について、傾向に大きな変化はない。年度間の件数の増減は、その年度の在籍児童数に影響をうけたものである。令和７年度の院外受診の件数については、令和６年度に比べ増加した。性感染症の治療や低用量ピルを処方してもらうために婦人科へかかったり、脚や肩の痛みを訴えて整形外科へかかったりする児童がやや多かった。

（３）オンライン診療

非常勤医師が来院できない場合や子どもと直接対面診療が出来ない場合に備え、タブレット等を利用したオンライン診療体制を整備・実施している。

３．心理業務の概況

（１）目的

学院では、平成１９年度より常勤の心理療法士が配置されており、在院中の子どもたちや職員に対して臨床心理学的観点から支援を行っている。

令和７年度は、令和６年度まで在籍した女性心理療法士の異動に伴い、新たに１名の女性心理療法士を新規に採用した。また、国立武蔵野学院から男性の心理療法士１名が国立きぬ川学院へ

異動し、女性の心理療法士3名、男性の心理療法士1名の4名体制となった。

心理療法士4名のうち、男性心理療法士1名は、心理業務はおこなわず、医務課のマネジメント業務にあたった。3名の女性心理療法士のうち2名は心理業務専任で、1名は調査課に籍を置き、研修や実習の運営にあたった。

(2) 心理療法士の活動内容

活動内容を表3-8にまとめた。

表3-8 心理療法士の活動内容

アセスメント	新入生／在院生
心理療法・カウンセリング	個別心理面接／グループワーク
生活場面参加	授業補助／行事参加／寮交替職員／観察寮スタッフ／心理教育
多職種連携 コンサルテーション	連携・意見交換／記録／研修企画／ 医師との連絡調整／医師の診察結果共有／ 外部機関との連携
ケースカンファレンス	新入生・在院生のケースカンファレンス／ 医療職カンファレンス／自立支援計画票の策定等／ 観察寮ケアプラン会議への出席

(3) 心理療法士の活動件数

令和5年度の活動件数は以下の表3-9に示した通りである。

表3-9 令和7年度 心理療法士の活動件数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計 (件)
心理検査	1	1	1	0	1	0	2	1	2	0	0	1	10
心理面接	4	3	10	8	9	9	14	10	16	0	0	15	98
グループワーク	2	2	3	2	3	1	1	2	4	3	3	2	28

学院で「心理検査」を行うのは、主に新入生のアセスメントの時が多いため、新入生の人数や入所する時期によってばらつきがある。「心理面接」、「グループワーク」については1年を通じて安定しておこなわれている。

令和7年度の心理療法士の活動件数の近年との対比は、表3-10のとおりである。

表 3－10 心理療法士の活動件数 年度間比較

	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度	令和 7 年 度
心理検査	12	13	13	2	10
心理面接	131	146	146	126	98
グループワーク	34	23	24	51	28

令和 7 年度もおおむね例年通りの活動状況といえる。心理面接の件数が少なくなっているのは、対象となる児童が少なかったからである。

(4) 心理的ケアニーズの把握

① 新入生のアセスメント

入所後の翌日から 3 日間をアセスメントのための期間とし、非常勤医師、心理療法士、看護師、観察寮職員、普通寮担当職員が、行動観察・面接・診察・心理テスト等を行い、児童の特性の把握に努めている。心理アセスメントについては、心理療法士 2 名でおこない、複数の目で児童を理解・評価している。

児童の行動所見、心理所見、医師所見などが集まったら、ケース概要票（生育歴、家族歴、非行歴などが記載されたレポート）へ記入する。それをもとに、入所後 1 週間をめぐり新入生説明会を開催し、関係職員に新入生について周知している。また、作成したケース概要票は、データベース化して職員がいつでも参照することができるようにしている。

学院では、特にトラウマ症状のアセスメントと心理教育を強化している。虐待や性暴力被害の影響の程度を評価し、寮担当職員など直接児童に関わる職員に伝え、児童の関わり方に配慮や工夫をしてもらっている。また、子ども自身も症状のメカニズムを理解できるよう支援している。入所時点ですでに症状がある子どもには、リラクゼーション法などを教えてセルフケアができるようにしている。

「人との距離感」「プライベートゾーン」「よいタッチ、悪いタッチ」など、バウンダリーに関する心理教育も入所時に個別に実施している。児童が、自分のところや身体を大切にすることや、人との望ましい関係性について、学んだり考えたりする機会を作っている。

② 児童記録の確認と各種会議への参加

学院の児童の行動記録は、データベースソフトを活用したシステムで管理されており、LANで繋がった情報端末からリアルタイムで確認することができる。日々の児童の生活の様子を確認しておくことで、児童の状態を把握するようにしている。

また、児童の支援に関するカンファレンスだけでなく、月曜日から金曜日に毎朝行われる職員の情報共有の場にも参加し、児童の直近の様子を把握している。寮担当職員と直接顔を合わせる

機会があるときは、必ず対面でコミュニケーションをとり、児童についての情報交換や相談をおこなっている。

③各課への配置

心理療法士は、心理職としての業務を行いつつ、各課の業務も行っている。これは、児童自立支援施設が、治療モデルではなくあくまで生活モデルをとる施設としてのあり方に沿ったものであり、医療・心理スタッフが治療者として、いわば生活を離れた第三者として独立して存在するのではなく、あくまで日常の生活を支える一員としてあることを示すものである。

各課の業務を通じて、児童と生活の場で直接関わったり、ケースワークに参加したりすることで、児童と児童をとりまく状況を多面的・立体的に把握・理解することが可能となる。また医務課所属であっても、学校の授業にT2として入ったり、学院の行事へ積極的に参加したりして、児童の生活に参加しながら観察している。

④医療職カンファレンス

非常勤医師の来院日には、児童の診察前に医療職カンファレンスを実施している。医療職カンファレンスでは、寮担当職員と心理療法士が、前回の診察以降の児童の生活の様子、心理面接の内容、ケースワークの状況について記した問診票を作成し、それをもとに非常勤医師と心理療法士、看護師が情報共有をおこなう。なお医療職カンファレンスには、できるだけ寮担当職員も参加してもらっている。寮担当職員が加わることで、児童の状態をより詳細に把握できる。また寮の支援の意図や、困り感を共有することができる。

診察後、医師が診察結果を寮担当職員に電話で報告する際に、その内容を心理療法士が聞き取って記録し、管理職や児童に直接関わる職員と共有している。医療的ケアの情報を寮担当職員だけでなく、児童に直接関わる職員にも役立ててもらうためである。

そのほか、寮担当職員を含めた支援困難ケースのミニカンファレンス、新入生に関する情報共有、心理検査などの結果報告、特別な配慮が必要な家族への投薬説明方法の検討など、医療的支援を受けている児童に関するカンファレンスを実施している。

⑤支援票面接（自立支援計画票作成のための面接）

入所後1ヶ月、4ヶ月、8ヶ月、12ヶ月、1年4ヶ月（以後も約4ヶ月おき）の時点でおこなっている自立支援計画票の作成では、心理療法士が対象となる児童に面接をおこなう。面接では、児童の心理状態の評価や、医療や心理面でサポートの要否を確認する。その所見に基づいて自立支援計画を作成し、支援票会議に出席して、児童の現状の共有と今後必要な支援について意見を述べている。児童や寮担当職員から、カウンセリング等心理面でのサポートについて要望があれば、その際に検討する。

（５）心理的ケアの方法・評価について

①カウンセリング

近年ほとんどの児童が精神科的な診断がついている。また、診断が付かない場合でも多くの児童が虐待的環境で育っており、結果的に反社会的な行動に至っていることを考えると、全ての児童は心理的ケアが必要な子どもであると言えることができる。そのため、入所時に一人ひとりに担当心理療法士を配置し、担当心理療法士を中心に、複数の心理療法士が授業や寮の食事などに入り、寮担当者や授業担当者と日々の様子を共有しながら見立てや対応について共に協議している。

ただし、きぬ川学院では、その施設としての特性から鑑みて、心理的ケアの中心はあくまで寮長・寮母（正式名称は副寮長であるが、心理的ケアの観点からすると寮母と呼ぶほうがふさわしい）であると考えている。そのため、被虐待児であっても、そのことをもって即精神科医や心理療法士によるカウンセリングを行うのではなく、あくまで寮長・寮母との関係構築を優先している。寮長・寮母との密接な関係が構築される前にカウンセリングを開始すると、かえって児童自立支援施設で最も重要な治療的役割を果たしていると考えられる子どもと寮長・寮母との関係構築を損なう可能性があるからである。そのため、主治医となった精神科医の診察は入所後すぐ行い、服薬調整などをおこなっていくものの、精神科的疾患がある場合や、自殺念慮が見られるなど、特に緊急にカウンセリング等を要する場合を除いて、原則入所後約半年程度をおいてから、必要に応じカウンセリングを開始することとしている。

②カウンセリングの実施方法

実際にカウンセリングに当たるのは非常勤精神科医３名、女性心理療法士３名の６名である。入所児童全員に主治医がついているため、医師のカウンセリングは児童全員におこなっている。一方、心理療法士がおこなう継続的なカウンセリングは、児童や寮担当職員からニーズが表明された場合に検討している。よって、入所児童全員が心理療法士の継続的なカウンセリングを受けているわけではない（自立支援票作成のための面接は、入所児童全員が対象）。

児童の担当心理療法士がカウンセリングをおこなうが、状況によって、担当心理療法士を変更する場合がある。開始の際は、寮担当職員や児童とカウンセリングの目的の確認し、主治医の指示を受ける。カウンセリングの頻度は子どもによって異なるが、週に１回あるいは隔週に１回であり、カウンセリングの時間は１回６０分程度である。（実施回数に関しては別表参照）

③向精神薬の使用状況

新入時のアセスメントの時点、あるいは入所後のニーズの把握の中で、精神科的診断が付くと認められ、かつ投薬が必要と考えられる場合は、入所前に保護者に主治医と施設長の判断で開始する旨の了解を取り、投薬治療をおこなっている。令和７年度に在籍していた１７名の児童は、全員何らかの向精神薬を服用していた。令和６年度、令和５年度も服用率は１００％であり、入

所児童の全員が服用している状況が続いている。発達障害だけでなく、不穏、不安、不眠などに対応する薬も多く、児童の情緒の安定のために処方されている。

④メンタルケアの評価

カウンセリングについては、各担当者が寮担当職員へ内容のフィードバックを行っており、その際に、カウンセリングの効果についても確認をおこなっている。また、児童の生活記録の中に心理面接に関する報告を記入する欄を設け、連絡の徹底を図っており、寮担当職員以外に児童に関わる職員とも情報を共有できるようにしている。自立支援票会議、院内のケースカンファレンス、児童相談所職員を迎えてのケースカンファレンス等で、逐次カウンセリングの効果に対する評価を行っている。投薬の効果については診察の他、日常的に寮担当職員から報告を受けている。

(参考)

令和 7 年度在籍児童統計

令和7年度 国立きぬ川学院の現況

R8.4.1版

1. 入所について

(1) 出身地方別

区分	人員
北海道・東北	2
関東	10
中部	3
近畿	2
中国	0
四国	0
九州・沖縄	0
計	17

(2) 入所時年齢

区分	人員
12歳	3
13歳	1
14歳	6
15歳	4
16歳	3
17歳	0
計	17

(3) 入所時の就学状況

区分	人員
小6	0
中1	3
中2	6
中3	5
中卒	1
高校生	0
高校中退	2
計	17

(4) 入所非行(理由)

(* 主なもの2つ)

区分	人員
不純異性交遊	6
施設不適應	8
売春	0
傷害	0
放火・弄火	2
乱暴・暴力	5
万引き	1
家出	10
窃盗	0
薬物	0
深夜徘徊	0
家庭内暴力	0
その他	2
計	34

(5) 初発非行年齢

区分	人員
6歳未満	9
6歳	2
7歳	1
8歳	0
9歳	1
10歳	1
11歳	0
12歳	1
13歳	1
14歳	1
15歳	0
16歳	0
計	17

(6) 初発非行

区分	人員
万引き	1
喫煙	0
乱暴・暴力	6
金品持ち出し	1
窃盗	1
放火	0
売春	0
家出	1
性的逸脱	2
施設不適應	0
深夜徘徊	0
飲酒	1
虚言	0
その他	4
計	17

その他の内訳: 傷害(1) 怠学(3)

(7) 家裁の決定状況(入所時)

区分(少年法)	人員
24の1の2	0
18の1	0
18の2	7
24の1の2・18の2	8
18の1・18の2	0
なし	2
計	17

24条第1項第2号…保護処分(児童自立支援施設送致)

18条第1項…児童相談所長送致

18条第2項…児童相談所長送致(強制的措置)

入所後に強制的措置を申請し許可された児童: 0名
※統計上は「なし」に含む

(8) 知能程度

区分	人員
50以下	0
51~60	0
61~70	3
71~80	5
81~90	3
91~100	3
101~110	2
111~120	1
121以上	0
未認定	0
計	17

(9)施設経験の状況

区分	人員
児童自立支援施設のみ	5
児童養護施設のみ	3
児童養護施設・児童自立支援施設	3
乳児院・児童自立支援施設	0
乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設	0
再入所	0
その他	3
なし	3
計	17

(その他内訳)

乳児院、児童養護施設2か所(1)

児童心理治療施設、児童自立支援施設(1)

自立訓練施設(1)

(10)保護者の状況

区分	人員
実父母	4
実父	1
実母	5
養父実母	1
養父母	0
継父実母	2
実父継母	3
その他	1
計	17

(その他の内訳)

祖母(1)

(11-1)虐待の有無・種類

区分	人員
虐待あり	17
虐待なし	0
計	17

(複数回答)

区分	人員
身体的	10
性的	6
養育放棄	7
心理的	12
(DV)	6
計	41

(11-2)虐待を主にした人

	身体的虐待	性的虐待	養育放棄	心理的虐待	DV
実父母	4	3	2	4	1
実父	1	1	1	0	3
実母	2	1	3	4	0
実父継母	0	0	0	0	0
継父実母	1	0	1	1	1
継父	0	1	0	0	0
継母	0	0	0	0	0
里父	0	0	0	0	0
養父実母	0	0	0	1	0
内夫実母	0	0	0	0	0
元養父実母	0	0	0	0	0
養父	0	0	0	0	1
祖父母	0	0	0	0	0
その他	1	1	0	0	0
計	9	7	7	10	6

(その他の内訳)

・身体的: 母方伯父、実母

・性的: 実母の内縁男性

2. 退所について

(1)退所児童の在所期間

区分	人員
1年(12ヶ月)未満	3
12ヶ月～15ヶ月	0
16ヶ月～18ヶ月	3
19ヶ月～21ヶ月	0
22ヶ月～24ヶ月	0
25ヶ月以上	1
計	7

(2)退所時の引取先

区分			人員
家庭引取	就職		1
	復学		0
	進学	高校(全日制)	0
		高校(定時制)	0
		高校(通信制)	0
		専修学校	0
	進学予定		0
	その他		1
小計		2	
施設入所	児童養護施設		1
	児童自立支援施設		0
	自立援助ホーム		2
	児童福祉施設以外の施設		2
	小計		5
	就職(自立)		0
里親		0	
無断外出退所		0	
その他		0	
計			7

児童福祉施設以外の施設の内訳: 少年院(2)

家庭引き取りとその他の内訳: 施設不適応により措置解除。母方祖父母宅へ。